

No.1 ○豊明市議会定例会3月定例会議会会議録(第2号)

平成25年2月28日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 千 鶴	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	近 藤 恵 子	議員	6番	藤 江 真理子	議員
7番	近 藤 郁 子	議員	8番	三 浦 桂 司	議員
9番	一 色 美智子	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	早 川 直 彦	議員	12番	山 盛 左千江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	前 山 美恵子	議員	20番	安 井 明	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
専門員	出 口 実紀枝 君	専門員	濱 島 早代江 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神 谷 巳代志 君
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美智雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君
環境課長	土 屋 正 典 君	会計管理者	深 谷 義 己 君

兼出納室長

監査委員事務局長 前田 鏡 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

伊藤 清 議員

山盛左千江 議員

一色美智子 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序は、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序で行います。

また、発言時間については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきますが、代表質問につきましては、代表議員と同一会派の各議員で1回5分以内の関連質問をお受けいたします。

なお質問は、一問一答方式及び一括質問一括答弁方式による質問が併用されますので、当局の職員においても、質問内容に沿って的確に簡潔に答弁されるよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

最初に16番 伊藤 清議員、登壇にて質問願います。

No.3 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、議長のご指名をいただきましたので、市政会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

25 年度予算の編成方針を始め、数点にわたって伺ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

まず、石川市長就任以来、独断専行、思いつきの指示、朝令暮改とも言える指示などな

ど、市政は大いに混乱をしております。

なぜ、このようなことが立て続けに起きるのか、私が思いますには、それは市長自身の将来ビジョンのなさ、将来世代に対する責任感の欠如、施策に対する理念のなさに尽きると私は思っております。常に抽象的な言葉で表面を取り繕い、理念は何もないと私は感じております。

その代表的な例が、市民税の10%減税であると思っております。

税金は、高いほうがいいのか、安いほうがいいのか、安いほうがいいに決まっているわけがあります。誰もが安いほうがいいに決まっている。

しかしながら、政治に携わる者は、そのことによって、10%減税することによって、どういった効果があるのか、本市や市民にどういった効果があるのかを見きわめなければならないし、説明をしなければならない。

それにもかかわらず、何も語ることができないといったことは、これまでの本会議場におけるやりとりで既に明らかであります。単なるばらまきに過ぎず、その投資効果については、何ら説明できていないわけであります。

具体的に何をするのか、2年たった今でも具体的に語れない。なぜか、これは私どもの堀田議員の過去の質問で既に明らかになっております。

選挙の際、広く配布された市長、あなたのマニフェスト、この作成段階において、あなた自身がかかわっていない。あなたの周りの4~5人の方がつくったものだと、あなた自身が発言をしておるわけでありまして。当然ビジョンもなければ、理念も信念もないわけでありまして。

一昨年、部長制度を廃止して役職者を減らすと突然言い出し、幹部や各課からの意見、問題提起、さらには議会からのさまざまな疑念に対しても、何一つまともに答えることができずに、議会で否決をされました。

否決をされた翌日には、一部議員とともに、なぜ議会は改革をとめるんだといったような事実を歪曲したボラをまいて、一方的な批判を展開されました。

その1年後、昨年の12月でありますけれども、そういったことが何もなかったかのように、今度は部長制度を温存し、課を増やし、役職者を増やすという提案を平然としてきました。1年前の提案とは全く整合性がなく、一方的に議会对して批判した反省のかけらもないわけでありまして。

事業仕分けでは、「3,000万円削減する」と、何の根拠もない発言を平然と記者会見で言っているのけました。その結果は、皆さんご承知のとおりであります。

これらは端的な例でありますけれども、既に多くの市民がそうした矛盾に気づいており、危機感を持っておるわけでありまして。

平成25年度の予算案を通じて、さらに明らかにしてまいります。

まず、私がこの壇上で問題にしますのは、第4次総合計画に基づいて作成される実施計画との整合性であります。

実施計画は、毎年3カ年にわたる財政計画、すなわち歳入見込みですとか、必要な事業を精査して策定をされております。そうした3カ年にわたる実施計画に基づいて、毎年度の予算編成がなされるわけであります。

平成23年から25年にわたる第6次の実施計画、さらには24年から26年にわたる第7次実施計画では、それぞれ、この市役所庁舎の耐震工事にかかる予算は、約2億5,000万円が計上をされておりました。

ところが本年、25年から27年にわたる第8次の実施計画では、突如、この2億5,000万円が10億円にまではね上がったわけであります。これまで、一体どんな計画を立てていたのでしょうか。

さらに、中央小学校については、児童数の増加に伴い、新校舎の建設が第7次の計画では2億6,000万円計上されておりました。

ところが、本年よりの第8次の計画では、現在使用しているプレハブ校舎、リースが終わったプレハブ校舎でありますけれども、これを買って使用するというので、4,000万円に減額をされておりました。

そうした実施計画にもかかわらず、新年度、今回提案されております予算案については、全く整合性のない金額が上がっておるわけであります。

市役所本庁舎の耐震工事には、2億5,000万円の予定のものが、突如10億円もかかると、10億円もかけると言い出し、子どもたちには、リース過ぎのプレハブ校舎で我慢しろと言っておるのと同じであります。このでたらめな実施計画、予算編成は一体何なのか。

相羽市長の時代、子どもたちの命を最優先に守りたいという相羽市長の強い決意のもと、小中学校の耐震化工事が精力的に進められてまいりました。

第4次、21年から23年の計画では、保育園、小中学校合わせて約21億円、第5次では約17億円、第6次では約10億円、だんだん終息をしておりますけれども、第7次、24年から26年では約3億円と、それぞれ予定をされており、当初予算にもそれぞれ計上され、一定の成果を上げてまいりました。

巨額の費用を要する事業でありましたが、これら耐震化工事費を含んだ第4次から第7次の実施計画で予定された事業費総額は、それぞれ第4次133億円、第5次136億円、第6次140億円、第7次143億円でありましたけれども、今回の第8次では160億円と急増をいたしております。

先ほど申し述べました、相羽市長の子どもたちの命を最優先に守る、そのために市民の皆様には相応のご負担をお願いしたいという理念のもと、下水道料金の値上げ、児童クラブ、延長保育の有料化などなど、痛みを伴うものも進めてまいりました。

巨額の費用を伴う学校施設等の耐震化工事がおおむねめどをついた昨年、児童クラブの無料化にあわせて、私ども議員有志から延長保育料の無料化の組替動議が提出をされ、可決をされたのは、ご承知のとおりであります。

私どもが組替動議を出したその前提というのは、市全体の将来にわたる財政状況全般

を見きわめてのことです。この見きわめについては、その根拠は、市長、あなたたちが提示をした、これら実施計画に基づくものであります。

ところが、その財政状況及び必要とされる事業を計画的に進めるための実施計画、これに大きなうそがあったと言わざるを得ません。

代表的な例が、先ほど来申しております、この庁舎の耐震工事であります。

2億5,000万と言っておったのが、突如10億円かかると言い出した。こんなでたらめの実施計画はあり得ない。私は初めての経験であります。

こんなことをしては、将来にわたり財政破綻の危機すらめぐってくるんじゃないかと懸念をいたしております。

この実施計画、事業費総額を先ほど申し上げましたけれども、学校等の耐震化に21億円もの巨費を計上した21年から23年の第4次の実施計画でも、総額が133億円であったにもかかわらず、25年、本年からの3カ年計画では160億円と、約30億円も激増しております。

その一方で、児童クラブの無料化、延長保育の無料化、これらは事業ではありませんので、この160億円の中には計上をされておられません。

今回の予算案、歳入のほうを見ますと、保育料の引き下げを考えておるようではありますが、これも事業ではありませんので、この160億円には計上をされていないわけがあります。

すなわち石川市長、あなたの理念なき無料化、引き下げ、これは表向きの数字にはなかなかあらわれてまいりませんけれども、健全な財政運営に重大な支障を及ぼしておるわけがあります。

冒頭に申し上げましたけれども、税金やさまざまな利用料、誰もが安いほうがいいと思っております。

しかし、それが単なるばらまきであって、将来への投資でないのならば、また健全な財政運営に支障を来すのであれば、大いに問題であります。

ここで、市長にまずお伺いをいたします。

1点目、今回の予算案、歳入のほうに上がっておりますけれども、保育料を引き下げることについて、市長、あなたはこういった効果を具体的に狙ってのものでありますか、お伺いをいたします。

2点目、市長、あなたは庁舎の耐震化工事に要する経費を、これまで2億5,000万円と言っておりました。このことが突如10億円にもはね上がった。このことが、ほかの施策にどのような影響を与えたのか、お伺いをいたします。

3点目、中央小学校の校舎に関しては、二転三転どころか、七転八倒の様相を呈しておりますけれども、第7次実施計画では2億6,000万円と計上していたのが、第8次では3,700万円となっております。リース過ぎの校舎を買い取るものだが、こういった理由でこのようになったのか、お伺いをいたします。

次に一昨日、百条調査委員会が設置をされました。その中で、3点にわたり調査事項が定められておりますけれども、まず市長、あなたは豊明のトップであります。百条委員会に委ねる前に、みずから降りかかった疑惑については、説明をいただく責任があると私は思っております。

1点だけ、そのことについてはお伺いをいたしておきます。

一昨日の決議の中では、調査事項の3番で、水稻生産実施計画書等の提出に関する事項ということで明記をされております。

この水稻生産実施計画書等の「等」について、何か異議があったような発言があったかのように記憶しておりますが、議員であれば当然知っておると思いますので、あれですけれども、この水稻生産実施計画書等というのは、水稻生産実施計画書、こういう1枚の様式ですね。これが、さまざまな申請書を兼ねておるわけであります。

あえて、皆さんご承知かと思いますが、申し上げますが、水稻生産実施計画書兼助成金申請書兼水稻共済細目書、異動申告書兼戸別所得補償制度の交付金に係る作付面積確認依頼書ということで、さまざまな書類を兼ねております。

ですから、百条調査委員会の決議の中では、「水稻生産実施計画書等」と言っておるわけであります。

当然皆さん、議員の皆さんはご承知かと思えますけれども、ここで何が問題かという、この書類1枚で、豊明市水田農業助成金一覧表ということであるのですが、市から助成金が出ておるんですね。

これについて、これまで明らかになってきました、市長、あなたが相続をした土地について、一部については許可を得ないまま、第三者に貸し付けをしておった、これも明らかになっております。

一方で、耕作放棄をしておるということ、これも明らかになっております。

私どもも昨年9月に、地域の方からご連絡をいただいて、地域の方と一緒に、「ここが市長さんの土地ですよ」ということをお教えをいただきながら、確認をさせていただきました。耕作放棄しておる土地が随分と見受けられました。

そうしますと、この水稻生産実施計画書にうその記載をしておる可能性がある、うその記載をしておるとは申し上げませんが、可能性がある、そこを危惧しておるわけでありませぬ。

ですから、まずこの水稻生産実施計画書、24年度分については、平成24年3月15日までに提出をしなさいということになっておるわけであります。

中身についてお伺いする前に、この書類について適切に処理をされていますか、提出をされていますかということをお伺いをいたしておきます。

次に、市長と一部議員の癒着ともいえる実態について、事実関係をただし、その改善を求めてまいります。

このことについては市長、あなた自身が一番よくわかっておると思います。

あなたが2年前の選挙の際、市幹部と議会が相互の利益のために癒着し、二元代表制が機能していないと一方的に断じたビラを配布しております。

2年が経過した今、市長、あなたと一部議員との関係は、この二元代表制の根幹を揺るがし、市政の私物化ともいえる現状にあると思います。

壇上で具体的なことは申し上げませんが、これを機に猛省を促し、改善を求めるものがありますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に2月1日の広報で、市長、あなたは水道料金の値下げについて言及をしております。水が安くなることにつきましては、大いに歓迎をするものであります。

しかしながら、豊明市の広報で2月1日、この発表した時点では、まだ内部ですら決定していない事項ではなかったのですか。

議会での議決はもちろんでありますけれども、企業団議会の議員ですら知り得ない情報であったはずであります。

つまりこのことは、市長、あなたは副企業長という立場であるがゆえに、知り得た情報ではなかったのですか。特別地方公務員の立場にあるあなたが、その立場で知り得た情報を漏えいしたといった事実について見解を伺います。

このことにつきましては、長久手、日進、みよし、東郷、豊明の4市1町で構成をする企業団議会からは、現企業長であります日進市長宛てに抗議文が提出をされております。

その抗議文につきましては、1点目、「中部水道企業団の本会議上において、石川英明副企業長に謝罪を求める」というもの。

2点目に、「次期企業長の人選については、適切なる判断をすること」という内容であります。前代未聞であります。

市長、あなたはここで、中部水道企業団議会から求められた謝罪について、どのようにするお考えなのか、お伺いをいたします。

2点目は、この4月から、豊明市長がこの企業団の企業長を担う予定のようではありますが、これについては異議があるよということでもあります。他市町からも企業長としてふさわしくないと言われたわけでもあります。

これまでの市政運営、また今回の件を見ても、二元代表制ということを理解していないあなたには、とても務まるとは私も思えません。

市政においても、この2年間、思いつきのような案を、十分な議論もないままに、ある意味ごり押しをし、議会が反対をすれば、その反対理由について十分省みることもなく、一方的に議会を批判する。こうした独裁的手法は、議会制民主主義の基本すら理解していないと言わざるを得ません。自身が絶対的な権力者かのような振る舞いについて、目に余るものがあるわけでもあります。

それを間近に見てきた近隣市町、それが今回の件を踏まえて、独裁者にはノーと言うのは当然のことでもあります。

次期企業長について、自身の置かれた立場、また能力に鑑み、みずから辞退することが

適切な判断であると思います。このことについてのお考えをお伺いいたします。

以上で、私の壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.5 ○市長(石川英明君)

市政会の代表質問、伊藤議員に対するお答えをさせていただきたいと思います。

まず私自身は、皆さんもご存じのように議員を2期務めさせていただきました。

私自身は、議員をやっておったときに、やはり自分の議員としてのスタンスを、どういうふうに位置づけるかということについていつも考えていました。

それは何かというと、議会の中の議会制ということと、やはりもう一つは、民主主義を大事にするということです。

この基本線は、私自身は議員をやってから、また地域で活動するとき、今もです、これは全く変わっていません。そのことはまず、ご理解をいただきたいと思います。

冒頭に、幾つかの伊藤議員からの代表質問の中で、私自身の考え、理念とか、そういうものがないようなご指摘もいただきました。

私自身は、今のリーマンショック以降のやはり大変厳しい市民生活を考えたときに、その市民の痛みや苦しみ、特に若い人たちの世代というのは、このリーマンショック以降、大変な状況があったわけです。

どちらかというと、高齢者の方のほうがやはり厚生年金等があるのかなのか、この辺はよくわかりませんが、まだその辺のほうがゆとりがあるのかなということを考えています。

ですから私自身は、そうした状況を考えて、市民負担の軽減ということです。

若い人たちがこのまちで暮らしやすい、そうしたことが整っていかないと、まちの活力とか、そうしたものがなくなっていくのではないかなというふうに考えました。

その上で、今まであった豊明が築いてきたいいものは継承し、やはりあしき習慣や問題点については、是正をしていくということの考え方を私自身のスローガンに、しがらみやなれ合い、そして無駄を絶つということを掲げてやってきたわけであります。

ですから私自身は、そうした理念のもと、生活者の痛みがわかる、人をきちっと尊べる社会を築いていく、そのためには成熟した住宅都市を目指すというのが私の考えであり、そのための政策をマニフェストに掲げたということであります。

ですから、その辺について、いま一度皆さんに説いていきたいのは、今の考え方をこの4年間は貫いていくし、その中に新しい、時代は変化をしていきます。その部分については、新たなものも私の政策の中に組み入れていくし、それは市民の皆さんや、議会や、そして

職員の皆さんの中の声聞きながら、政策を打ち出していく。

時代は刻々と変化をするわけで、私自身の全ての公約に、もちろんです、そのことの間違いがあれば正します。

そうでない限りは貫きながら、新たに加えていくという、私は方向性の中でやっていきたいというふうに思っていますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。

それから全部で6点ほど、伊藤議員のほうからご質問がありましたので、それぞれを説明させていただきたいと思います。

まず、保育料の値下げについてであります。

この効果というのは、先ほども触れたように、若い人たちの生活というのは、給料体系も非常に厳しい状況があります。それで私自身は、保育料のみならず市民税も含めて、あらゆる市民負担の軽減の中の1つとして、保育料の値下げということを考えました。

昨年、議員の皆さんから組替動議をいただいて、延長保育料もぜひ取り上げてほしいということで、それが10%の中の約5%弱ですね。だから、今回はその5%強です、引き下げていくというのは、皆さんとの約束でもあったのではないかなというふうに思っております。

2番目の庁舎の見積もりについてであります。

これは、率直に反省をしなくてはならないというふうに思っています。

ただ、実際には非構造部材から、また分庁舎のそうしたことも入っています。ですから、そうしたことを総合的に考えると、10億というお金になりましたので、この辺についてはご理解いただきたい。

それから、中央小学校の件であります。

これは今、伊藤議員が言われたような経緯がありますが、確かに庁舎内でも二転三転をしたということは事実であります。

当初は新築ということで、行政経営にかかりました。しかし、皆さんで議論をしていく間に、プレハブの教室を特別教室にするというような案が出てきました。

そういうふうになるとプレハブでも、生徒の皆さんの授業形態からいっても、1日中そこにいるということではないので、プレハブでもいいんじゃないかという論理が生まれ、そのために非常に安い価格で当初は購入ができるという話がありました。

ですから、その辺のことを考えていくと、これはもう一回、一度一考すべきではないかということになりました。

それからです、具体的に精査をしていく段階に、非常に安い価格であったやつが、それが安くはなかったんですね、買い上げるのに。そうした動きになりました。

また、こうした状況の中で、教育委員会からのいろんな提示と、それからこの計画に入る前の具体的な中央小学校の今の教室の状態、また学校の運用の状況、いろいろなことを判断をしていくのに、少し新たな方向性も出てきました。

そのことを鑑みていくと、最終的にはやはり、新たに教室が必要だということが見えてき

ました。

そのために、具体的な試算形態を整理させていただくと、最終的には、新たな方向性としては、学校を永久的なもので建築すべきことが必要ではないか。

もちろんこの経緯の中で、教育委員会からの一応ご要望もありました。そうしたことも鑑みながら、もちろんこの背景には、学校から、まあ市民の皆さんからのご意見もあって、その背景を全て考慮に入れた上での方向性として決定をしたということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、先ほどの庁舎についてもう少し具体的な話は、あと参事から述べさせていただきます。一応そんなふうに思っています。

それから、百条のことに対してであります。

ここで答えていくことと、もう一つ問題になるのは、百条で答えることというのが、やはり本当は整合性がなきゃいかぬということも思います。

そうしたことからいくと、本来百条というのは非常に重き委員会であります。刑事告訴をするための委員会であるわけで、そうしたことを考えていくと、ここで答えていくというのは、どうなのかなということにはちょっと思います。

ただ、24年度につきましては、提出をしたか、しないかということですね。これも一度ちょっと考えさせていただいたほうがいいのかというふうに思っていますので、とりあえず、お答えは控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、議員との癒着ということであります。

これはぜひ、ご理解をいただきたいと思います。私はどの議員に対しても、行政の公平、平等という視点は位置づけております。もちろん、それは個人的な感情とか何かあるのかもわかりません。そのことは、私はいつも抜きにします。

ですから、議員との話し合いとか、そういうものはきちっとさせていただくというふうに思っていますので、そうした私物化をするなんてことは決して考えていません。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、水道料金の問題です。

このことも非常にお答えするのが、少し経緯だけを、企業団の議員もおみえになります。本当はここで答えていいのかが少し判断に苦しむんですが、一応謝罪をするということになりました。これは、2点ほど私は考えております。少し経緯だけを言っておきます。

水道料金の値下げということが12月の27日です、企業長、副企業長の中でお話をいただきました。その中で、企業長からです。その後の懇親会がありました。そこで、値下げの方向をお話をしてほしいということが、その中でまとまりました。

ただその後、1月ぐらいたったと思います。各市町の職員の中でお話をするという、そういう話の中で進んできて、私自身が広報等で発信をしたということでもあります。

その懇親会の席も、全議員がおみえにならなかったようでもあります。そういうことを思うと、私自身が全議員に知らしめられたというふうに思い込んでおったのは、これは謝罪す

べきであろうというのが、1点であります。

それからもう一つです。企業長の皆さんというのは、企業長、副企業長で5つの市町で構成しております。その中で、私自身が企業長、副企業長、他の皆さんに声をかけて、発信をしますということを伺っておけばよかったのですが、そのことをせずに、私自身が発信をしました。このことは、少しフライングをしたかなということで、これも謝罪をすべきことかなということで思っております。

この2点から今回、企業団の議会の中で謝罪をさせていただくということであります。

ただ1つ、漏えいという話については、決して漏えいということにはなかったというふうに思っています。

以上であります。

No.6 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.7 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、まず一部議員との癒着はないと、市政の私物化はないということですが、このことからただしてまいります。

現在、問題になっております、現職の本市市議会議員5名による三重県伊賀市への視察旅費問題に関し、監査事務局より不当支出と認定をされ、それを受け、12月25日付で市長、あなたより返還命令が出されておりますね。

市長、間違いはないですか。

No.8 ○議長(安井 明議員)

石川市長。

No.9 ○市長(石川英明君)

間違いありません。

No.10 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.11 ○16番(伊藤 清議員)

では、伺います。市長でも、行政経営部長でも構いません。

その返還命令、納付期限については、1月の8日で間違いはないですか、お伺いいたします。

No.12 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.13 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そのとおりでございます。

No.14 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.15 ○16番(伊藤 清議員)

この納付期限であります1月の8日、この日に市長、あなたはこの件に関して、市長室に行政経営部長、そして後から財政課長を呼ばれておると。

その場で、市長室でこのお二人に対して、この1月の8日の期限を延ばすことができるのかどうか調べるようにという指示をしておるようですが、間違いはないですか、お伺いをいたします。

No.16 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.17 ○市長(石川英明君)

間違いありません。

No.18 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.19 ○16番(伊藤 清議員)

行政経営部長にも確認をしますが、そうした事実がありましたかということと、もう一点、その場で、市長に呼ばれて市長室へ行ったと。その場で、この返還命令を受けた5名の議員が同席していたかどうか、お伺いをいたします。

No.20 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.21 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

2名、同席をされておりました。

以上です。

No.22 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.23 ○16番(伊藤 清議員)

この返還命令を受けた5名の議員の中から、2名が同席しておったということですが、2名についてはどなたですか、お答え願います。

No.24 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.25 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

山盛左千江議員と早川直彦議員であります。

以上です。

No.26 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.27 ○16番(伊藤 清議員)

今の事実、なぜ明らかになったのか、先に申し上げておきますけれども、この5名の議員の中のお一人が、1月の8日に市長のところへ行って、こういうお願いをしてきたと、返還期日を延ばしてくれるようお願いをしてきたという話を、どっかでしゃべったらしいんですね。その話が私どものほうに入ってきました。

それを受けて、これは大変問題だよと。個人の利益供与的なものを市長に直接依頼をしたと、問題だよということで、私ども政治倫理委員会の月岡委員長、そして一色副委員長同席のもと、正副議長同席のもと、事実関係を確認をさせていただいたわけでありまして。こういうことは市長、考えられない、私には。

私たちが都築市長の時代、相羽市長の時代に、市長室に陳情に行ったりとか、要望に行ったことは多々ありますよ。

しかし、それは例えば区や町内のことで、区長さんや町内会長さんに同行したりだとか、例えば、そのほか各種団体の要望等を代表者とともに陳情したりということはあります。多々あります、それは。

ただ、議員個人の利得を得る、返済期日を延長してほしいと、そんな便宜供与依頼などあり得ないですよ。

ましてやね、市長、返還命令を出したのは、市長、あなたですよ。

返還命令を出した本人が、返還命令を受けた者と同席をして、担当の部長、課長を呼んで、その返済期日を延長することができるかどうか依頼をする、これ不当な要求ですよ。

不当な要求に対して、市長、あなたは不当要求を受け入れて、部長、課長を職務中に呼んで、不当な指示を出しているですよ。

違いますか、これを癒着と言わずに何と言うんですか、答弁を願います。

No.28 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.29 ○市長(石川英明君)

少し、伊藤議員は誤解されておるように思います。

私は、山盛議員、早川議員がおみえになって、延長ができるかということがあって、我々は法にのっとって運営をするわけです。そうしたことが、返還命令を出したのは私です。

ただ、そうしたことの申し立てができるかとか、そうしたことを精査するのは当然ですよ。

ですから、部長、課長に来ていただいて、そのことが法的にやはり認められる行為なのか、そのことの確認をしてくれということをしただけです。

一応そういうことでありますので、そのことで私自身が何らかの、議員に対して配慮をしたとか、そんなことは一切ありませんので、誤解をしないように発言も気をつけていただきたいと思います。

以上であります。

No.30 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.31 ○16番(伊藤 清議員)

発言に気をつけてほしいじゃないですよ。

返還命令を出したのは、市長、あなたなんですよ。これは、12月の25日付で返還命令が出ているわけですよ。

じゃ市長、お伺いしますよ。この時点で、あなたは1月8日を最終期限、納付期限としたのは、さいころでも転がしたんですか、鉛筆でも転がしたんですか。これちゃんと根拠があるわけですよ。

どこに根拠があるか、これは地方自治法の施行令第173条の2を根拠として、規則が定められているのですよ。

どういった規則か、豊明市予算決算会計規則、この中の第38条にあるんですよ、歳入の納期限。「調停をした日から15日以内において定めなければならない」と、明確に法令に基づいて定まっているんですよ。

12月の25日から15日後というと1月の8日なんですよ。市長、あなたが返還命令を出しているんですよ、法令に基づいて。

あなたの指示は、部長、課長に対して、法令を違反するようなことができないかどうかということなんですよ。

副市長にお伺いをします。

このことについて、行政経営部長もしくは財政課長から何らかの相談がありましたか、答弁を願います。

No.32 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.33 ○副市長(小浮正典君)

そういった法的な相談が市長からあったということ、市長と行政経営部長、課長が相談された後、報告を受けました。

で、的確に行政経営部長と課長が法的な見解をそのまま示したということだったので、私も「それでよろしいです」というふうにお答えしました。

以上です。

No.34 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.35 ○16番(伊藤 清議員)

本当に副市長、ありがとうと言いたい。

職員を、市長の不当な指示に対して、これを、15日をもし延ばすようなことをしておった

ら、法令違反なわけですよ。不法行為、違法行為ですよ、部長、課長は。

そこからよく守っていただいたと、当たり前かもしれないけれども、今のこの異常な状態を思うと、あなたがよく守ってくれた、法令を遵守した指示をしてくれたというふうに思っております。

手を上げなくてもいいですよ、何にも聞くことないんでね。

いずれにしましても、この期限を延長できるかどうか調べるように、それは「期限を延ばせ」と言ったわけではない。

ところが、「調べなさい」と言った時点で、法令に基づいて15日以内と、だから1月の8日なんです。「調べろ」と言ったこと自体が問題じゃないですか、市長。これ不当な要求じゃないですか。

このことをなぜ私たちが知ったか、先ほど当該議員がしゃべっておったということもあるんだけれども、この方たちが1月の27日に会報を出されてみえる。その中で、当局に対して何か抗議文を出したということが書いてあったので、これを受けて、私どもの会派の議員が公文書公開で請求をして、この1月8日付のを入手いたしました。

その中でも、これもちょっと僕はびっくりしたんだけども、3枚にわたる要望書なんだけど、3枚目の中段で「監査結果は公表され新聞等でも報じられ、私たちがこうむった損害ははかり知れない」と書いてあるんです、これね。

監査結果については、皆さんご承知のとおりですよ。車で行ったにもかかわらず、電車で行ったと偽ったということなんですよ。へーと思ったですね、これ。あなたたち被害をこうむったんだと思いながら見ておったんだけども、さらに続けてこういう文章がある。

「監査結果のくだりに、違法支出を疑われるような行為を行った者に対する責任は逃れないとあるが」、続けて「司法の場においてさえも、確たる証拠がなければ疑わしきは罰せず、被告人の利益になるよう決定すべきという原則にのっとり判決が下される。監査結果に述べられた意見は、この原則を無視する危険な考えと言えよう」なんていって述べているんですよ。

これ不当表記と言わず、何と言うんですか。これね、まだ今年始まって、2015年かな、平成25年始まってまだ2カ月だけど、私個人の中ではもう流行語大賞、「疑わしきは罰せず」、ああ疑わしかったんだと、もう僕の中では流行語大賞ですわ。

こういうことを要望書として、市長、あなたに持っていった。あなたはそれを受けて、法令に基づいた15日、これを出したのは市長、あなたなんです。1月8日を納付期限としたのはあなたなんです。延ばせれるか、延ばせれないか、一目瞭然でしょう、法令に基づいて命令を出しているんですから。

それに対して、「調べろ」ということ自体が問題じゃないですか、市長。不当要求、不当指示じゃないですか、答弁を願います。

答弁を願います。

石川市長。

No.37 ○市長(石川英明君)

ですから、私自身が述べているのは、もし申し立てとか何か、私自身もその辺が完全に理解ができていなかった部分があったのかもわかりません。

ですから再度、法的にです。議員の言われることが法的に認められることであれば、そのことをやはり受けとめないわけにもいかないことが出るわけです。ですから、その確認をしたということだけです。

ですから、私は不当要求に対して配慮をしたということじゃないです。法的根拠をもう一度確認をした上で、そういうことができるか、できないかということ、できなければそれは当然ですよ、出しているんですから。そのように従っていただくということです。

以上であります。

No.38 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.39 ○16番(伊藤 清議員)

今、返還命令、こういう行為については、これは行政処分ということになるわけですよ。行政処分に対して、出された本人が不満があるならば、ちゃんと法令にのっとって不服申立てをすればいいわけですよ。それしか道はないんですよ。

それを市長室へ行って、返還命令、何度も言います。返還命令を出した市長、あなたに対して、返還命令を受けた議員の側が期限を延ばすようにと、延ばしてほしいという要望をするというのは、不当な要求、違いますか。

それを受けて、部長、課長を職務中に呼んだ。部長、課長は、12月の25日の時点で、返還命令を出した時点で、法令に基づいて、何度も言いますよ。この地方自治法の施行令の173条の2を根拠とする規則に基づいて、1月8日と定めているわけですよ。

市長、あなたは、12月の25日、返還命令を出した時点で、それを知らないわけがないんですよ、あなたが出しているんだから。

いずれにしても、決定に対して、行政処分に対して不満があるならば、不服申立てという法令に基づいた手続をするのが本当なんですよ。それを市長室へ行って、議員の立場を利用して、市長にお願いをする、これを不当要求と言わずして何と仰うんですか。

それを受けて、あなたが職員を呼んだことを不当な指示と言わずして何と仰うんですか、もう一度答弁を願います。

No.40 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.41 ○市長(石川英明君)

何度も申し上げるように、私自身はその辺の不服申立てやいろんなことが、私の中で、ひょっとして違っておったときの心配を考えたわけです。

ですから、その辺の確認をするために、法的な根拠があるのか、ないのかの確認、事実確認をただけです。

ですから、その辺を誤解をしないようお願いをしたいと思います。

以上であります。

No.42 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.43 ○16番(伊藤 清議員)

ごまかすのは、いいかげんやめていただきたい。こんなことでいつまでも時間をつかっていられないんだよ、市長。

この中で、私たちは議長、副議長の立ち会いのもとで、私は特別委員会の委員長として、大変問題だということで事実確認をさせていただきました。

その中で、部長、課長からお聞きをしておるのは、この市長室に同席して、市長、あなたが部長、課長を呼んだ。この席上で山盛議員がこういう発言をしている。

「私は納得できないと払えない、少し延ばしてほしい」と、そういう要求を市長、あなたの前で部課長に対してしているんだよ。これを癒着と言わずして何と言うんですか、不当要求と言わずして何と言うんですか、「延ばしてほしい」と明確に要望しているんだよ。

もし事実関係がはっきりせぬというなら、部長に答えていただいてもいいけれども、既に私たち正副議長の立ち会いのもとで確認しているんだ、重大な問題だ。

「延ばしてほしい」というんだから、不当な要求じゃないですか。不当な要求というのがいかぬかったら、不当な要望と言いましょうか。

さまざまな方法があると言うけれども、行政処分に対しての不服は、不服申立てという法令に基づいた手続しかあり得ないんですよ、市長。

不当要求、不当指示、もう一度答弁を願います。

No.44 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.45 ○市長(石川英明君)

私自身は今、伊藤議員の言われるような論理立てというのは、それはできるのかもわかりません。

しかし私自身は、伊藤議員が言われるように、8日までに支払っていただくというのが当たり前で、出したわけです。

しかし、ひょっとしてです、私も完璧ではありません。もう一度、法的な部分でそういうことができる規定があるとか、そういうことも一度、確認をしたかったということです。

ですから、その事実に対して、部課長に来ていただいて確認をして、やはりそれはないということだったら、後は指示に従っていくということのお話をしたということでもあります。

以上であります。

No.46 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.47 ○16番(伊藤 清議員)

もうらちが明かない。

明らかにそんな場で議員を同席させて、市長、あなたが職員を呼びつけて、おかしいんだ、間違っている。

何度も言いますよ。行政処分に対して、本人が不満があるなら、不服申立てという手続があるんですよ、それ以外にないでしょう。

このことについては、市長のそれを受けて、若干理解せんでもない。市長、あなたが、唯一の救いは、あなたが「期限を延ばせ」と言ったわけではないから。「延ばせ」と言ったら、もう完全にアウトだよ、これは。

ただし、残念なことに、地方自治法の施行令第173条の2に基づく規則、これに基づいて15日以内、だから1月8日、このことについて理解をいただいていたのかもしれない。ただ、返還命令を出したのは、市長、あなたなんですよ。

であるならば12月の25日、返還命令を出す時点で、その1月の8日の根拠についても、ちゃんと頭に置いていただければ、このようなことが起きなかったと思うんですよ。そこら辺を十分反省をいただきたい。

政治倫理委員会の月岡委員長にお願いをしておきたい。

これは、これ以上ここで市長とやり合ってもしょうがないんですけども、大変問題ですよ。二元代表制ですよ。返還命令を出した者と、返還命令を受けた者が市長室に同席をして、職員を呼びつけて「延ばせ」と一方は言っているんだよ。重大な問題だよ、これは。

このことについては、今の政治倫理委員会で果たして対応ができるのかなと、私は伊賀の件も含めて大変疑問に思っておるんだけど、これは今回、こうした事実を知らなかった議員も多いかもしれません。このことを踏まえて、議会としてどう対応していくのか、十分議論をいただきたい。

こんな不当な要求、市長が受けたか、受けないかは別にして、不当な要求をした議員がおるといふ、この厳然たる事実、これについては重大な問題ですよ。

さらに市長、今後については、もしそういうことがあれば、十分に慎重に対応をいただきたいんだけど、この方たちは、そういうことで「期限を延ばせ」と市長に対して要望した、これはもう厳然たる事実ですわ。

その一方で、1月27日付のこの方たちが配布された会報では、「一刻も早く返還するように努力をしてきました」なんて書いてあるわけですよ。一刻も早く返還で、「延ばせ」と言っておるじゃないかという話ですね、僕に言わせれば。

市民を欺くようなとんでもない話、これはやはり倫理上も非常に問題があるし、このビラ自体が大変問題なんだけども、このことについては議員各位が十分認識をいただいて、今後の中で対応していただきたいと、こちらに向かってじゃなくて、こちらに向かってお願いをしておきます。

こんなことばかりやっておっても、大体全貌は明らかになったのであれですけど、じゃ次に、簡単などころからいきましょうか。

この水稻生産実施計画書、今の市長の答弁は、まず市長、重大な認識の間違ひがある。百条委員会は、市長、あなたは刑事告訴するための委員会だというふうにおっしゃったが、全然違う、事実を解明するための委員会。

ちょっとそこら辺気をつけていただかないと、刑事告訴するための委員会なんて、とんでもない話。

で、提出をしたか否かを控えるとおっしゃるんだけど、その意味がわからない、私には。出したか、出してないか。

その内容については、実は、このことは何でこういうことが問題になっておるかという、市長もお手元にあるかもしれない、去年の9月の19日付で地域の方から告発文というようなものをいただいておりますわ、実は。

これは、どうもその方にお聞きをすると、国税ですとか、熱田税務署のほうにも出すというようなことを言ってみえたので、もしかして、そちらも入手しておるのかもしれないんだけど、この中では何を言っているかと。

私たちも初めてそこで問題を認識したんだけど、地域の方がおっしゃるには、農業共済、これ兼ねているんだけど、この用紙。この中には、耕作予定について計画書の提出が課せられておると。

この計画書について、一部実際、耕作放棄してみえる現状があるんだけど、この中で、この書類の中で「耕作放棄しています」と書くわけにいかぬわけですよ。

そうすると、実際には栽培していない農作物を、いかにも栽培しているかのように記入をして、虚偽の届け出をしている可能性があるのではないかというご指摘が、まず1点。

2点目として、これ先ほど壇上でも申し上げましたけど、水稻生産実施計画書兼戸別所得補償制度の交付金に係る作付面積確認依頼書というものがあるわけですよ。このことから、国から不正受給しておるんじゃないかと、そういう疑いもあるよと。

要は、先ほど申し上げましたとおり、「耕作放棄しています」と書くわけにいかぬですから、実際にはつくっていないんだけど、何かつくっておるように偽って、この民主党政権が始めた戸別所得補償制度の交付金、これを悪用しておるんじゃないかというような疑念を持たれたわけです、この方は。

だから、私どもはまず中身の確認、これもしたいんだけど、これは個人の情報に係る部分だけど、中身の確認の前に、適切に提出をされていますかということをお願いしておるだけなんですよ。

だで、提出をされておるといふなら、また次の段階に入るんだけど、というか、提出するのは当たり前ですよ、あなたは加入義務があるんだから、提出する義務があるんだから。

だから、まず提出をしたかどうかだけ、まず確認をさせてください。

No.48 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.49 ○市長(石川英明君)

そのことについても、私自身のプライバシーの部分もあります。ですから、百条の中で対応を図っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

No.50 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.51 ○16番(伊藤 清議員)

プライバシーとかどうなんだ、提出しましたか、ちゃんと。というか、義務があるんだから提出してなきゃいけないんだけど、提出していますかと聞いているだけなんですわ。

一方で、昨年24年の10月26日、緊急議会が開催されました。その中で、私どもの堀田議員が緊急質問の中でいろいろなことを聞いておるんだけど、その中では市長、あなたは納税猶予に関してこういう発言をしてみえる。「私自身が納税猶予を受けていること

は、本来ここで話すことではないと思います、個人的な情報でありますので」。

ただ、今言われたように、堀田議員が「あなた市長なんだから、疑惑があったら晴らしなさいよ」ということを言ってみえるんだけど、それを受けて、「ただ、今言われたように、市長としてという問題がありますので、ここは少し皆さんにもご理解をいただきたいと思います」ということで、納税猶予について語ってみえるんですよね、お話をしてみえるんですよ。

ですから、プライバシーがどうのこうのじゃない。まず出していますか、ちゃんとということなんです。出しているなら出していると答えていただきやすいんですよ。答えていただかないと、出していないんじゃないですか、もしかしてという話になるわけです。

出していますか、ちゃんと。答弁を願います。

No.52 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.53 ○市長(石川英明君)

確かに、市長としてはいろんな責任が問われるということはあると思います。

ただ、いつも私は議会の中で思うんですね。プライバシーの部分というのは、ここで議論をし合っていくというのは、やはり少し控えていくべきだというふうに思います。

やはり公人としてです。その部分については、きちっと明らかにしながら対応したいというふうに思いますので、ぜひ、また百条についてもです、その中で一遍、明らかにしていきたいと思います。

以上であります。

No.54 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.55 ○16番(伊藤 清議員)

プライバシーにかかわる部分についてここで議論することについてはと、慎重にというお話ですので、じゃ議論するのはやめましょう。

水稻生産実施計画書、これについて出したか、出していないか、それだけで結構ですよ。その後、その中身について、ここで議論を広げていくことはしません。

出しましたか、出していないんですか、答弁を願います。

No.56 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.57 ○市長(石川英明君)

それも何度も言わせていただきます。それも百条の中で、ぴしっと整理をしたいというふうに思います。

以上であります。

No.58 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.59 ○16番(伊藤 清議員)

大体もう私どもも最初は半信半疑だったんですよ。でもね、今の答弁、これ聞いておれば、「市長、あなた出してないんでしょ」って言いたくなりますよ。出してないとしたら、これはこれでまた大問題。

加入義務があって、共済というのは、車でいえば自賠責保険ですか。みんなちゃんと強制的に加入をして、お互いに何かあったときのために助け合いましょうみたいな精神なわけですよ、任意保険とはわけが違う。共済について、もし、あなたが加入義務があるにもかかわらず、加入していないとしたら、これは大問題。

なおかつ、生産調整推進奨励対策事業ということで、市費の助成金が出ている。この書類を出してなかったとしたら大問題。

そんなことはないと思うけれども、信じたいけれども、提出したか否か、それだけ答えてくれと聞いても答えない。これは出してないと思えないでしょう。まあ百条委員会の中で明らかにしていただきましょう。

もし、そういうことなら、市長、大問題ですよ。あなたがやめて済む問題ではない。最低やめていただかな困るけど、そんなことがあれば。

まあいいや、はいわかりました。このことについては百条委員会に委ねてまいります。平野龍司委員長においては、精力的に活動をいただきたく、こちらに向かってお願いをしておきます。

それでは次、何にしようかな、まず市長、中水の問題について、水道料金の値下げ。

これは懇親会の席で全議員が参加していなかった。「全議員が参加していない中で、全議員が知らない中で、私が広報を使って発信しちゃったから謝罪をするんだ」というお話かなと思って今、聞いておったんですけれども、そういうことなんですか、答弁を願います。

No.60 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.61 ○市長(石川英明君)

先ほども申し述べさせていただいたように、1つは、首長の皆さんにこうしたことを発信するよということ言ってからです。それは何でかといったら、5つの市町で構成をしておつて、共同歩調をとるべきだなというふうには思っています。

議員の皆さんにも、全部に僕は理解されておると思ったら、後からわかったんですね。どうも、「いや、私出てなかった」という人がおみえになるということを知り、それはちょっと失礼したなと思いましたが、その辺です、その部分について、謝罪すべきであろうというふうにして、おわびを申し上げるということになります。

以上です。

No.62 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.63 ○16番(伊藤 清議員)

全く私のほうが認識を間違えておったのかな、どちらの見解が正しいのかわからぬのだけど、私はまだ値下げについて、当局の中で、中部水道企業団の管理者、副管理者、その中でまだ議案として最終的にどういう形で提案するのか固まっていない。固まっていないにもかかわらず、市長が2月1日の豊明の広報で発信をした、そのことについて皆さんが怒ってみえるのかなと。

もう一つ、議案となって、確実にこういう形で値下げをしますと議案ができていたとしても、上程もされていない、議決もされていない、議決事項なんです、これ議会の。

議決もされていないにもかかわらず値下げをうたったから、企業団関係者が怒ってみえるのかなと思ったんだけど、市長の見解は、認識は違うんですね。

他市、他の3市1町の首長さんたちに、「こうやって出すよ」と言わなかったから怒ってみえる。

もう一つ、中水の議員が怒ってみえるのは、その懇親会の席で、全議員がいない中で、全員が知らない中であつたから議員が怒ってみえる、そう思ってみえるわけですか。

この2点について、確認させてください。

No.64 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.65 ○市長(石川英明君)

私自身は議員の皆さんに、企業長、副企業長会議の中で、こうした検討をしていくという発信をしてほしいということを確認をしました。

ですから、その発信をした以上、私自身はそうしたことを知らしめていく責任があるだろうという判断でとったわけです。

その視点からいったときに、議会の皆さんに、全議員が知っていないというのは、これはやはり、陳謝をしなくてはならないだろうということが1点。

それから、もう少しです、発信をするのに、私自身が単身で動いておる企業団ではありませんので、その辺では一声、企業長、副企業長ですね、他市町の。お話をして、やはり進むべきだったということをおっしゃるわけです。

ですから、この辺については、おわびをしなくてはならないだろうというふうにして、その2点で、今回は謝罪の文章を書かさせていただいたということになります。

以上であります。

No.66 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.67 ○16番(伊藤 清議員)

もうため息しか出ないんですけどね、後は豊明でも中部水道企業団の議会の議員さん、毛受議員が今、議運の委員長で頑張ってみえるけれども、委ねますけれども、私は今回、謝罪をするというのを聞いて、それは値下げということについて、企業長、副企業長の中でまず確定をしていない、確定をしていない。

さらには、議決事項であるにもかかわらず、議案としてまだ議会にも上がっていない。だから議決も終わってない、もちろん。だから、企業長、副企業長、市長、町長との間では、まず最終的な合意ができていないにもかかわらず勝手に発信をした、そのことについておわびをするのが1点。

もう一点は、議決事項であるにもかかわらず、議決前に勝手に公表した。議決前どころか、議案としてまだ出ていない、この2月の段階でね。にもかかわらず出した。だから、議員に対してはそういう意味ではおわび、議決事項であるにもかかわらず、勝手なことを言っておめんなさいねというおわびだと思っていましたよ。

ところが違うらしいですわ、毛受議員。全議員がいない懇親会の中での話だったので、ごめんなさいということらしいですわ。これは二元代表制ということについて、やっぱりここでも非常に疑問に思いますよ。

豊明市においては、団体意思決定は議会です。中部水道企業団においては、中水の議会がやるんですね、二元代表制なんです。全く理解していない。改めて二元代

表制について理解をされていない市長の姿が浮き彫りになりましたね。

これは大問題ですよ。二元代表制の中で、今の間接民主主義、議会制民主主義があるわけですよ。

まあこの件については、もうむなしいけども、大変申しわけないけども、こんな結果になると私も思っていなかったの、毛受議員に申しわけないんだけども、あと中水のほうでよろしくをお願いします。

保育料の値下げについて伺います。

これね、もう去年から、本当にもう「それ以外言うことないんですか」と言いたくなるぐらい市長がおっしゃるのは、「リーマンショック以降の厳しい生活、だから安くする、ただにする」、いつもそれなんですよ。

じゃ、逆にお伺いしますけど、嫌らしい質問だけどね、経済が回復して所得が上がってきたら、こんな無料にしたものとか安くしたものをもとに戻すということなんですか。そういうふうには聞こえないんですよ、どうですか。

No.68 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.69 ○市長(石川英明君)

事業とか政策というのは、そういうことも、ひょっとしたらあり得るということですね。

ただ今、私自身がこの保育料にしても、市民負担の軽減というのは、まだまだ厳しい状況が続いておってということがあります。

ですから、そうした社会的背景や時代の趨勢の中で、その都度やはり検討すべきだというふうには思っています。

前からも言っておるように、自己負担ということは皆さんからもご提示をいただいて、そういうことも今後、検討に値する部分が出てれば、それはやはり政策の中に入れ込んでいくという可能性はあろうというふうに思っています。

以上です。

No.70 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.71 ○16番(伊藤 清議員)

保育料の軽減で、1,300 万ぐらいでしたかね、たしか。もう少しあったかな、ちょっとはつきり覚えていないけれども。

じゃ一方で、保育の現場、特に名古屋の影響が大きいとは思うんだけど、学童保育ということに名古屋が力を入れてみえと。

そのことによって、待遇面だと思うんですけども、例えば近隣市町の待遇については、私どもも把握をしておるんだけど、名古屋では臨職さんは昇給制度があるということがあって、豊明よりもそういう面ですぐれておるのかなというふうに思うんだけど、何しろ名古屋が学童保育に力を入れておるということで、現場は人材確保が大変なんですよ。

平均すれば、今回の市長が提案してみえる保育料の軽減、おおむね 1,000 円程度かなと、ちょっと試算をしておるんだけど、だと思っすね。

で、1,000 円毎月安くなるほうがいいか、そのままがいいかと言ったら、安くなったほうがいいと思う。

それは壇上でも言ったとおり、高いか安いかがええかと言ったら、安いほうがいい。それは市民感情というか、人として当然だと思いますよ。

ただし、何度も申し上げるように、政治家というのはそれだけはいかぬ。安くして喜んでもらって、それでよしじゃない。現実に保育の現場では、人材確保が大変困難なんです。それは、先ほど申し上げましたように、名古屋が人材確保に努力をしてみえるから、そちらに流出していくんです。

じゃ保護者の立場で、何度も申します。月に 1,000 円程度安くなったほうがいいかどうか、これは安くなったほうがいい。ただし、そのことによって人がおらぬよと、見てくれる保育士さんがおらぬよということになったら、これは本末転倒ですよ。

まず、余り財政豊かなところと張り合ってもしょうがないんだけど、やはり現場の職員さんの、正職員を増やすということもやっぱり大事だと思う。安くすればいいという話じゃないんですわ。

まず、安くするお金があるんなら、現実に今、人材確保が困難なこの状況下において、まず待遇改善をする、そして保育に欠ける子どもたちを見るのが保育園の仕事ですよ。人材確保に最大限努力をする、それが先じゃないですか。

保護者の皆さんだって、安いほうがいいに決まっているけども、そのことによって、子どもの面倒を見てくれる保育士さんがいないとなったら、これは本末転倒。

そこら辺はどうお考えですか、市長。

No.72 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.73 ○市長(石川英明君)

伊藤議員の言われることはもうもっともなことです。

今そうした現状、直面に我々も、これは保育だけではないですね。土木の技術職、あら

ゆるところであって、今、庁舎内でその対応をどう図るかということも検討しております。

ですから、もちろん私は、この保育料の軽減ということも進めながら、今の人材確保のためにどういう手だてをとるかということも含めてやっていこうというふうに思っていますので、ぜひ、こうしたご提言をいただければ、さらに我々も心強く推進を図ることができますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

No.74 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.75 ○16番(伊藤 清議員)

今、市長、保育料の軽減も進めながら人材確保も進めていくと言っただけども、人材確保の案はないじゃないですか。保育料は今度から5%弱下げると言っているけれども、並行して進めると言っただけけれども、人材確保の案はないじゃないですか。

私たちはまず、この引き下げの前に、それを財源として人材確保のための待遇改善、これをすべきということをおるわけですよ。市長、あなたは並行して進めると言いながら、人材確保についての案はないんだ。

もう一点申し上げますと、昨年の児童クラブの無料化、さらには延長保育の無料化については、その前提、私ども一部議員の反対には遭いましたが、組替動議を出させていただきましたよ。

その中で何を言ったかということ、壇上でも申し上げましたとおりですよ。相羽市長の時代に、相羽市長の強い信念、こだわりがあった。子どもたちの命を最優先に守りたい、学校にいるときに地震があつて、子どもたちが犠牲になつちやいかぬ。だから、大人の皆さん、ちょっと我慢してねということがあつたわけですよ。

で、第4次あたりでは20億円以上もかけて耐震化を進めてきたわけですよ。それが一段落したのが去年なんですよ。

だから、一通りの耐震化工事が終わった、じゃ、そのためにいろんなものを一部有料化してきた。これは厳然たる事実であるから、じゃ、耐震化が終わつたら安くしましようか、もとに戻しましようかという発想だったんですよ。

それもこれも中期の財政計画、これは実施計画等、例えば10年後の日本経済はどうなっているか、的確に当てれる人、この中にいますか。おるわけがない。10年後の日本がどうなっているのか、それは悪くなることを願う人はおらぬけれども、わかんない。

だから、10年後に豊明市が歳入がどれほどあつて、歳出がどれほどあるか。歳出のほうはある程度、大きなものについては計算できると思うんですよ。歳入については、それこそ雲をつかむような話だと思ふんですわ。

ただ、1年先、2年先、3年先については、ある程度の想定はできるだろうということで、

財政計画があって、実施計画があるわけですよ。

その中で、じゃ去年の第7次の実施計画で、庁舎の耐震改修に関しては2億 5,000 万だと言っておった。そうしたものをそろそろ含めて3年間の財政計画を考えたときに、私たちは児童クラブも無料化できる、延長保育料もできるじゃないかと言ったわけですよ。

それは財政計画、これは議員の側にはできないんですよ。当局が財政計画を立てる、いろんな資料、いろんな数値、あなたたちしか知らないから。

だから、私たちは財政計画、2年後、3年後、その歳入見込み、歳出見込みについては、あなたたちが出したものを正しいという前提で、いろんな政策を提案をしたり、議論をしたりしていくわけですよ。

その昨年示された実施計画、2億 5,000 万円だよと言っておったのが4倍ですよ、4倍、7億 5,000 万円増ですよ。

もし、去年のこの3月議会、それほど10億円もこの庁舎にかけるんだよと、石川城か何かつくるつもりか知らぬけれども、そんなに豪華に、豪勢にお金をつぎ込むんだよとわかっておったならば、果たして、この児童クラブの無料化や、延長保育の無料化ができたかということなんですよ。

私たちは、あなたたちが出した歳入見込み、歳出見込み、それを受けていろんなことを勘案して組替動議を出したんですよ。

どうしても、この役所の耐震改修に10億かけると言うんならば、その前提条件となった2億 5,000 万の耐震改修、これが崩れているんです。

であるならば、もう一度見直す必要があると思うんですが、どうですか。

No.76 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.77 ○市長(石川英明君)

今の庁舎の耐震については、少し甘さがあったということは否めないのかなというふうに思っています。

ただ、この辺については一遍あと、参事のほうから具体的にその経緯についてはお話をしたいと思います。

ただ私自身は、あくまでもこれからの数年間の予算という大体の方向性は見えています。今までの過去の経緯を少し調べてみると、皆さんはご存じですよ。例えば起債だとか、基金がどういうふうであったか、14年ごろにはたしか基金というのは、私自身の記憶ですよ、45億か46億ぐらいあったですよ。それが21年ぐらいに約4.6億ぐらいですか、10分の1に下がっていく。

借金についてもそうですよね。16年ぐらいには約270億ぐらいです。今それで、来年度に

向けては約 218 億ですね。

ですし、こうした財政の指標というのは、この入って2年間、大体バランス的に見させていただけましたし、その1~2年の先も、見ていく限りでは、やはり借金を減らして基金を増やしていくという状況にあります。その中での運用であります。

ですから、全体的なバランスを見た中で、確かに、先ほど言ったように庁舎がこれだけかかるようになったということは、これは庁舎だけではないですね、分庁舎もありますから。そうしたことを踏まえていくと、若干甘さがあったということは否めない。このことについては、おわびを申し上げなくてはならないわけであります。

しかし、全体の今言ったような市民負担の軽減とか、そういうことの全体的にバランスを見て、今のこの1~2年やっていけるという状況を見た中での判断でありますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

その前に、参事のほうからちょっと説明だけ、若干お願いしたいと思います。

No.78 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.79 ○16番(伊藤 清議員)

10 億の詳細についてはいいんですわ。

私が問題にしておるのは、あなたたちが示した財政計画が、庁舎の耐震だけ見ても急増しているわけですよ。私たちは全体の財政計画、あなたたちが示した財政計画、それに基づいて、こういった事業を進めるべきだ、こういった事業は廃止すべきだ、実施計画に基づいて、いろんな検討を加えるわけですよ。若干甘さがあった、反省する、そんなことで済まされる話じゃないでしょう。

私たちは、財政的に余裕があるのかないのか。10 年先、20 年先に、今これを例えば無料にする、安くする、そのことが将来の財政負担につながらないか、負担の先送りにならないか、さまざまなことを検討して、去年どれほど時間をかけて組替動議をつくったと思うんですか、市長。

私たちは、あなたたちが出した財政計画に基づいて、延長保育料についても無料にすべきだと、それは耐震化工事が一定のめどがついたからなんですよ。

ところがどっこい、2億 5,000 万とっておったのが 10 億ですよ。7億 5,000 万円も増になっておるわけですよ。

そうすると、その前提となるいろんなものを無料にしましょう、安くしましょう、それは市民負担軽減に私たちは反対をするわけではないよ。ちゃんと投資効果があって、投資目的がはっきりしておるならば、安くすること、無料にすることに反対しない。

ところが、まず財政計画がでたらめだったんだ、今、市長は認めたとおりになんだよ。反省すべき余地があると言ったんだよ。

その財政計画、あなたが示した財政計画に基づいて、私たちはこれも無料にしましょうということを、組替動議を打ったわけなんです。その前提がある意味、うそだったと言うと言い過ぎかもしれぬけれども、間違いであったわけですよ。

そうすると正しい数字が、去年の段階で、10億円もの巨費がこの庁舎の耐震改修にかかりますよということが明らかになっておったならば、果たして皆さん、組替動議を打てましたかという話なんです。

結局、でたらめな財政計画に基づいて、2億5,000万で耐震改修をやりますよ。一方で、お金があるからこれただにします、あれ無料にしますなんてやっておったわけですよ。

そこを見直す必要があるんじゃないですかと、必ずこんなことをしておったら将来に禍根を残しますよ。

もう実施計画の何を信じて、何を疑えばいいんですか。あなたたちは、ちゃんとした根拠に基づいてこの実施計画を立てているんじゃないんですか、自信を持って議会に提示をしておるんじゃないんですか。間違いがあったんだ、去年、前提条件が。

そこについて、さまざまな無料化、軽減云々について考え直す必要があると。でなければ、将来に禍根を残すということを私は言っているんです。答弁を願います。

No.80 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.81 ○市長(石川英明君)

その点につきましては、先ほどから申し上げておるように、やはり甘さがあったことは真摯に受けとめて反省をしまいたいし、今後はそうしたことがないようにしたいというふうに思います。

ただ私自身は、全体的な予算を組んでいくのに、今、庁舎内の中で今後の長寿命化、これはご存じだと思いますが、保育園や小中、建ててから相当年数がたっています。また、今後の調整区域の下水道の整備、そうしたことを考えていくと、このことを想像するだけで、本当に今のこの行政運営というのがいけるのかということを非常に心配しています。

ただ、漠然とした方向性では具体的な計画は立案ができません。

ですから、このことを早急に、今後の必要となる予算というのはどういうふうに生まれるか、そのことによっては、本当に今言われたように、全ての実施計画を後年度に回すというようなことも生まれるのかもわかりませんよね。だから、そうしたことも、これは市民の皆さんや議員にも説いていかななくてはならない。

ただ、そうしたバランスの中で、今やれることをやっていくということが、私に課せられた使命だというふうに思っています。ですから、そのバランスをとりながら、今回も立案をさせていただきます。

全国では夕張というような状況もあったり、そういうこともあるわけです。いつ我がまちが、そうした状況に陥るかもわからないわけで、そうしたことも踏まえながら、職員の総意の中でその立案を今回してきたということでもあります。

また、皆さんからそうしたご指摘をいただければ、そのことも加味をし、組み入れながら、健全な方向性に向けていく覚悟でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

No.82 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.83 ○16番(伊藤 清議員)

今、夕張の話が出たけれども、本当にこんなええかげんな実施計画を立てておったら、夕張になっちゃうんですよ。

先ほど私、壇上でも申し上げましたけども、去年、私たちが組替動議を出した第7次の実施計画、平成24年から26年の実施計画では、この事業費総額は143億円だったんですよ、143億円。このとき、143億円のとき、庁舎の耐震改修は2億5,000万だったんですよ。

その前提で、私たちはじゃ児童クラブを無料にするんなら、もっと若い世代の延長保育料も、これを無料にしたらどうですかという組替動議を出したわけです。児童クラブも延長保育も有料化したときの理屈はただ1つ、子どもたちの命を最優先、耐震化工事を進めたいという相羽市長の理念だったんですよ。

で、今の夕張化するんですよというのは、私が指摘したとおりなんです。市長がそんな無責任に言ってもらっちゃ困る。

もう一度言いますよ。去年の24年から26年の第7次の実施計画、事業費総額は143億円ですよ。143億円のうち、庁舎の耐震改修工事は2億5,000万円だったんです。

ところが、25年から27年、第8次では160億円にも増えているんですよ。その中の1つの要因が庁舎の耐震、前年度までは2億5,000万円だと言っていたのが10億になったわけです。こんなでたらめな財政運営、財政計画をしておったら、本当に事業費が膨らむ一方ですよ。

先ほども壇上で申し上げました延長保育料の無料化、児童クラブの無料化、さらには今回、市長が提案をしてみえる保育料の引き下げ、これは事業ではないから、この160億の中には入ってこない。

あなたがばらまきのように、無料にします、安くします、ただにします、これは160億円の中には入ってこないけれども、そういったものを投資的な、政策的な経費でここに投入すれば、どんどん、どんどん膨らんでいくんですよ。

第4次から第7次、21年からの計画では、壇上でも申し上げましたから既におわかりかと思いますが、130億から140億円ぐらいで推移をしているんですよ。

あなたになって、今年160億円と、20億から30億増えているんですよ。こんなことをしておったら、本当に財政破綻しますよ。人ごとじゃない。なぜ財政破綻をするか、それはいいかげんな財政計画、いいかげんな実施計画に基づいて、その場その場の思いつきのようなことをやるからなんだよ。

中央小学校の件、じゃ指摘をしておきます。

教育委員会の関係者から聞きました。2億7,000万だったか、ああごめんなさいね、幾らだったかな、2億5,000万か6,000万だったと思うんですけども、中央小学校、児童数の増加に伴って区画整理があったり、毛受議員の地元で区画整理があったりだとかいうようなこともあって、児童数が増えてきた。

ですから、10年先の中央小学校の児童数、当然わかりませんよね。ただ、6年先、7年先は、今生まれた子どもたちがそのままそこに住み続ければ、中央小学校に入ってみたいなところは、ある程度推計はできる。

そうすると、やはりもうこの教室不足、児童数の増加に伴う教室不足は、5年先、6年先、7年先ぐらいまでは続くだろうということで、校舎をちゃんと建てましょうということになったわけですね。それで実施計画が立てられておったわけですよ。

ところが急にプレハブ校舎と、この第8次で変わったというのは、まるっとこの庁舎の耐震、2億5,000万で予定をしておったものが実は10億かかりますと、ここに原因があるんですよ。

2億6,000万か7,000万かけて校舎をつくらうと思っておった。ところが、お金がない。だから、今のプレハブ校舎をそのままじゃ買い取って、安く抑えましょうという話だったんですよ。

市長、あなたはこの今の中央小学校のプレハブ校舎、現実に見に行かれましたか、答弁を願います。

No.84 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.85 ○市長(石川英明君)

中に入ったことはありませんが、見てはおります。

以上です。

No.86 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.87 ○16番(伊藤 清議員)

私ども、この中央小学校の校舎については、中央学区の議員さんが近藤千鶴議員、毛受議員、三浦桂司議員、村山議員とみえるんだけども、この4名の議員さんが、ああごめんなさい、それから川上議員と5名ほどみえるんだけれども、この方たちが大変心配をされた。5名の議員さんが私たちに呼びかけをされたんですね。

「この中央小学校のプレハブ校舎を一遍見てほしい」と、「これ、とてもじゃないけど耐えられぬと思いますよ」ということで、私たちは今の川上議員、毛受議員、近藤千鶴議員、三浦桂司議員、村山議員、この5名から呼びかけを受けて行ったんですよ。

そうしたら、本当にまあとてもじゃない、もう歩けばぎしぎし、ぎしぎし、とてもこれは5年後までは使えぬなど、私たちは実感をしました。

何よりも問題だなと思ったのが、本当に私たちも子どもたちに申しわけないなと思ったんだけども、エアコンが1教室に2台ばかりついている、しっかりした業務用のエアコンがね。

ところが、エアコンをフル稼働させても、夏場には教室の温度が30度を超えるらしいんですよ。本当に申しわけなかったなと、この5年間、プレハブで子どもたち、私もプレハブの借り上げについて予算を賛成したほうなんだけれども、本当に子どもたちに申しわけないことをしたなと。それは取り返しはつかないんだけれども、まあここでしっかりしたものをつくっていかないといかぬなど。

それは、沓掛中学校の校舎増築のときにも、そういう理屈で申し上げたんだけれども、もし将来、児童数、生徒数が減少して、教室に余裕ができたなら、それはそれこそ地域に開放したり、公民館的な機能を持たせたりしたらどうかと。プレハブなんていういいかげんなものじゃなくて、ちゃんとしたものをつくってあげましょうというのが沓掛中学校のときの附帯決議で、私たちが提案させていただいたんだけれども、そういう理屈で中央小学校についても、今回しっかりしたものをつくってもらいたいということで、部長にも、教育長にもお願いをしたところであります。

それを受けて今回、予算編成の中に盛り込んでいただいたと思いますけれども、現実に市長、あなたは、これはあなたの城かもしれぬ、市役所は。そこに2億5,000万と言っていたのが10億円、その影響を受けて、子どもたちにはもうがたがたで、ぼろぼろで、いつ雨漏りしてもおかしくない、シーリングなんか、これ先生がやったのかなと思うぐらい、ボンドみたいなものがあるやとやりましたね、あれひどかったね。

あんな状況で、私たちも反省すべき点ですよ。子どもたちに対して、そういう現状を知らずにおったわけですから。

あのプレハブ校舎をさらに買い取って子どもたちに使ってもらう、特別教室だからいいでしょうなんていう話じゃないわけですよ。「お金がないから、子どもたちごめんね」なんですよ。

なぜお金がないか、財政計画がでたらめだったからなんですよ。そういう現実があるんですよ。本当にこんなことばかり繰り返しておったら、財政破綻しますよ。

ですから、今回の予算案については、予算委員会の中で十分議論をいただくことになると思いますけれども、でたらめな財政計画に基づいて、私たちは去年いろいろなものを提案をさせていただきましたよ。いろいろなものというか、組替動議ですよ。

このことについては参事、十分に見直す必要があると思いますよ、私は。

前提条件が崩れているのですよ。崩れたのはなぜか、それは私たちの話ではなくて、あなたたちが提示をした実施計画、これにでたらめがあったわけですよ。でたらめという言葉が悪いかな、もう言っちゃったで遅いかな。そのことを鑑みて、さまざまな無料化、軽減云々については見直す必要があると思う。

何度も申します、私たちは安くすることに反対しているわけではないんですよ。ただし、そのことが将来に禍根を残すようなことがあっちゃならぬから言っているんですよ。そのことについては当然、予算委員会の中で議論になると思います。準備をいただきたいと思いません。

それから、この実施計画に絡んで、本年度予算に絡んでなんだけど、うちでも地元の平野龍司議員が大変心配してみえる桜ヶ丘沓掛線、総額で14億だったかな、当初10億円と言っていたような気がするんだけど、これもまた急増しているんだけど、これについては、お地元の平野龍司議員から聞くと、地元の要望があったかのような話を聞いておるんだけど、これがいきなり4億円も増加したことについて、納得できる説明があるならば、お願いをしたいと思しますので、よろしくお願いします。

No.88 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

簡潔にお願いいたします。

No.89 ○経済建設部長(横山孝三君)

事業費の増につきましては、一部トンネル化をするということにさせていただきましたので、増になったものでございます。

以上でございます。

No.90 ○議長(安井 明議員)

発言時間が残り3分半でございますので、注意願います。

伊藤 清議員。

No.91 ○16番(伊藤 清議員)

今の桜ヶ丘沓掛線のことについては、ちょっと時間もないので、また関連質問で私どもの会派の議員がやっていただけたと思いますので、そちらに委ねたいと思います。

1時間半あつという間でしたので、そろそろまとめに入りますけれども、今回私が質問をしました25年度予算案、個別の案件については、それほど触れることができませんでしたけれども、この予算案というのはあくまでも将来、将来といっても長期の10年先、20年先じゃないです、先ほども申し上げましたとおりです。最低でも1年先、2年先、3年先の歳入見込みですとか、歳出の見込み、それに基づいて財政計画を立てて実施計画をつくっていくわけですよ。そのことが過度な支出に陥らない、財政破綻に陥らないための歯どめなわけですよ。

この最も大事、かつ予想ができる範囲内である3カ年先まで見越した財政計画、実施計画、これが破綻をしておるといことは、将来的にこんなことを続けておれば、間違いなく財政破綻をするでしょう、事業費はどんどん増加していっていますから。

ということを指摘しておきます。いいかげんな実施計画なら、もうつくる必要はないんじゃないかなという気すらする。

ここでも、二代表制の根幹を理解しておるのかなと疑っちゃうんだけど、いいかげんな資料を提示して、財政計画を議会に提示して、それをもとに議論をさせる、全く意味がないじゃないですか、私たちのやっていることは。十分、今後考えていただきたい。

25年度予算案については、その提案の中でさまざまなものについての一考をいただきたいということを要望いたしておきます。予算委員会の中でやらさせていただきます。

市長自身にまつわる疑惑については、先ほども申しましたけれども、この水稻生産実施計画書、出していますか、出してないんですか。出しているんなら、出していると言っていたら、ここでそのことについての質問は終わりますよと言っているにもかかわらず、提出したと言ってくれない。ということは、出してないんじゃないですかということになります。重大な問題です、もし出してないとしたらば。そのことは市長、十分に肝に銘じていただきたい。

それから、一部議員との癒着ともいえる関係、これについてはもう既に、再質問の冒頭で明らかになりました。不当要求ですよ、市長。不当要求を受けちゃいかぬですわ、あなたは二代表制の一方の代表なんですから。

そのことについては今後、議会の中で、議員の側のその働きかけについては、問題となっていくとは思うんだけど、市長においても、二代表制の一方の代表なんですから、そこを十分に認識をして、法令に基づいた職務を職員が遂行できるように十分お願いをしたい。

特にこのことについては、副市長、あなたにもお願いをしておきたい。事務方トップとして、職員をある意味守る、守るというよりは法令に基づいた仕事をさせる、してもら、そのことはあなたの責務であるというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

No.92 ○議長(安井 明議員)

残り時間 30 秒です。

No.93 ○16番(伊藤 清議員)

中部水道企業団の問題につきましては、これは重大な問題です。

去年の 11 月ですかね、市長が後援会だより、「豊明市議会、近隣市町の笑いもの」なんというタイトルのビラを配っておったけれども、とんでもない話だ。去年の段階で、市長、あなたは近隣市町からどういう評価を受けておったのか、もう一回、冷静に分析をしたほうがいいと思う。

で、今回の料金値下げの件があつて、もうついに、みんなが我慢できなくなったという現実があります。

次期企業長については、十分他の市町の首長さんともご相談をいただいて、賢明な判断をお願いいたします。

以上。

No.94 ○議長(安井 明議員)

以上で16番 伊藤 清議員の代表質問を終わります。

ただいまの代表質問に関連する質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.95 ○13番(平野龍司議員)

先ほどの桜ヶ丘沓掛線についての関連で、ちょっとご質問したいと思います。

第8次実施計画におきましては、25 年度から3年間で7億 1,400 万の予算が計上されております。そして来年度、25 年度におきましては、1億 8,700 万計上されまして、そのうち、6,000 万強が 24 年度の補正に前倒しされております。

数回における地元の説明会、懇談会におきまして、さまざまな要望が出されまして、その中で市長のご英断と担当職員の努力によって、一部トンネル化ということが決定されました。

そうした中で、次の3点だけちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくご答弁願います。

まず1点目が、大変地元でも心配しております入札による工事業者の選定ですね、これの時期は大体いつごろになるかということと、それに伴う、2番目の工事に着工する時期は、大体いつごろか。

さらに着工、工事を始めるに当たって、地元の近隣の周辺の住民の方にもよく聞かれる

んですが、工事をする着工する場所、下からいくのか、または三ツ池のほうの上から工事を始めるのか、そこら辺を心配しておみえになりますので、その3点だけちょっとお聞かせください。

No.96 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.97 ○経済建設部長(横山孝三君)

24年度の繰り越しと、それから25年度の予算による工事の執行というのを予定しております。

工事の最初の計画は、まず排水路から着工していくということでございます。排水を確保してから、本体工事に入るということでございまして、その排水路の工事の業者選定及び着工時期は、大体夏ごろになるのではないかとと思われます。

それから、場所はどこかということですが、排水路につきましては、現桜ヶ丘脊掛線の現道になってくるわけですが、本体工事の土取り工事から始めていくわけですけれども、三ツ池側の上のほうから予定しておりますが、用地買収がまだたくさん残っておりますので、用地買収と並行して、買収できたところから着工していきたいと。場合によっては、下のほうからの場合もありますが、基本的には上のほうから取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

No.98 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

毛受明宏議員。

No.99 ○2番(毛受明宏議員)

1つだけちょっと確認させてください。

中央小のプレハブ校舎のことですが、プレハブが特別教室だったらいいとか、そういう判断ですよ。

プレハブというのは、あくまでもやっぱりこれ仮なんですよね。それをまた買い上げるといふことになる、また安くはなかったという市長の答弁がありました。

そして、そこから精査なのかわからぬですが、新たな方向性とか発見がありまして、教室が必要だったということに気づかれたということですが、これって、市長はプレハブを見に行っていたことが夏と冬はない、見たことがあるという程度ですが、学校教育部としてはこの辺の確認って、どうやってととるんですかね、状況の確認を。

No.100 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.101 ○教育部長(津田 潔君)

プレハブの状況につきましては毎年、リース料金等の契約を行っておりますので、学校教育課の庶務担当のほうが現地に赴いて、確認をしておるところでございます。

あと不都合な場合、施設の破損等があれば、すぐ学校から改善要望がまいりますので、それで改修している状況にあります。

以上です。

No.102 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。
平野敬祐議員。

No.103 ○14番(平野敬祐議員)

市政会、伊藤会長の代表質問でございました。

市長とのやりとりをお聞きしておりまして、新年度の予算のほうではなくて、やはり市長、ちょっと脇が甘いですね、企業団にしても、それから部長制の廃止にしても。

今からちょっと確認の意味で質問させていただきます。

まず、先ほど議員との癒着の件で、私もちょっと気になったんですけども、市長さん、議員たちがなぜ、その返還命令の期限を延期したいとか、理由なども説明を聞いたんですかね。

その正当な理由があったので職員さんと呼ばれたのか、ちょっと本当に一言「期限を延ばしてくれ」と言われて、法律でそれが何かあるのかどうか、その確認をした程度なのか、その辺をもう少し詳しく、正当な理由があるから、これは何とかしてあげなきゃいけない。

市民の皆さんでも、市の条例とはちょっと違うけれども、これは何とかしなきゃいけないというようなことであると、やはり私個人的にはよくわかっているつもりですし、本当にいい方だと思っていますよ。だけでも、市長としての脇が甘過ぎる。

その辺についてももう一度、どういう経緯でそんなことをされたのか、説明をいただきたいなと思います。

それから新年度の予算で、やはり一番私は、いろいろありますけれども、部長さん復活、去年はいろいろございました。

「平野 隆副市長がおやめになったのは、議会で市長さんにご相談があったのですか」と

いうときに、市長さんは「一身上の理由だった」というふうにご返答されておられましたけども、私はやっぱりこれ一番大きかったんじゃないかと思えますよ。

しかも、議会で部長廃止はならぬという結論まで出されたのに、2人の部長さんを、退職された部長さんの後を置かれなかったわけです。

そのことによって、神谷参事は1人3役、副市長のお仕事もされているぐらいだと思いますね、今でも。副市長のお仕事、そして2つの部を見られて、大変優秀な方だからやっていらっしやった、これまで何とか1年間乗り越えられた。

また、新たに迎えられた副市長さんも優秀でございますので、何とか今、組織としてはぎりぎりですよ。本当に合格ラインに届くかどうかぐらいですけれども、新年度の予算を迎えて、この議会を開いているわけですけれども。

例えば、やっぱりあの部長廃止は、みんなの言うことをよく聞いていたら、副市長さんの公募の例えば費用、どれだけかかったか知らないです。予算書に出てくる数字と、それと職員の皆さんがいろんなところで仕事をする、その評価というのは、簡単に出ませんので、随分無駄遣いをしているんですよ。

この辺の感触をもう一度、たった1年前にそこまでこだわった部長さんを、今度は復活する。それはいいことなんだけれども、私はちょっと理解できないんですよ、ころころ、ころころ変わることが。

ほかに、事業仕分けで「財源はつくるものだ」というふうにおっしゃって、市長さんがやられたわけで、財源をつくるために、やっぱり事業仕分けも活用されるかと思ったら、どうもそうではなくて、事業の評価、いいか悪いかというところに終始しているようですけれども、こういったところも、政治は結果責任だということでもありますので、今までまだ、たった2年ですけれども、随分結果として出てきておることがあるんです。

その辺の反省をもう一度、事業仕分け、部長廃止、そして先ほどの議員たちの要望に対して、どうしてそこまで親切なことをされたのか、その点について答弁をいただきたい。

もう一つは、市長さんだけでなく、部長廃止すると…。

No.104 ○議長(安井 明議員)

残り時間 30 秒です。

No.105 ○14番(平野敬祐議員)

4,000万ぐらい削減できるということも、ちょっとしつこいもんですから、もう一回お聞きしますけども、それで4,000万、じゃ人件費が上がっちゃったんですか、それを答弁いただきたいと思います。

これ行政経営部長かな、よろしく願いいたします。

No.106 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.107 ○市長(石川英明君)

まず、議員のことに對して、私はその議員の皆さんから、そうした例えば不当な要請があったり、そういうものについては受けとめはしません。

ただ、私は法をあくまで守る身であります。ですから、その辺で、言っている部分のやはり正当性や正論性がある。そういうものが法の中で、私自身がひょっとして理解をしていなかった部分があると、これは大変なことになるわけです。だから、その確認をただけなんです。

事実確認をして、そういうことができる規定がどこかにあるかと。その不服申立てとかそういうことは、それは議員の皆さんが考えることであって、私がどうのこうの言うことじゃないですね。

ただ、言った部分の1点だけです。そのことを受けとめていくような部分があるなら、それはきちっと提示をしなくてはならないということをおもったから、それで職員に確認をして、それはないということで、だったらそれはできないということですね。そういう判断をしたということです。

ですから、その他のことに對してもいろんな、これ述べていくとちょっと長くなるので、どうしたらいいのかですが、部長制廃止にしても、いずれはコンパクトなやはり行政をつくっていくことが、当面の目標になります。そのために、いろんな手だてを講じていかななくてはならない、その1つの手法であったりとか、そういう部分があります。

ですから、皆さんとも協議をしながら、いい方向性に向かうようにつくり上げていきたいというふうに思っています。

その程度でよろしいでしょうか、以上であります。

No.108 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.109 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ちょっと突然の質問であれなんですが、昨年この提案を申し上げたときに、部長と課長等との給料の差があるということで、6人の部長がいるということで、6人全員いなくなると、共済費込みで1,100万円ほどありますので、給料が。6,600万、6人全員いなくなるとですね。

そういうことで、副市長の給料が共済費込みで1,700万円ということで、その差額の4,900万円が浮く計算になるということをおもったということを、平野議員おっしゃったんだと思うんですが、細かい数字はつかんでおりませんが、4,900万には至っていないということをおもっています。

申し上げておきたいと思います。

失礼します。

No.110 ○議長(安井 明議員)

ほかにごいませんか。

これにて、16番 伊藤 清議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時45分休憩

午後1時再開

No.111 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番 山盛左千江議員、質問席にて質問願います。

No.112 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、新年度予算と市政の今後についてという大きなタイトルと、もう一つは、守秘義務違反や情報の開示について質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、25年度予算と今後の財政運営についてというテーマで、質問をさせていただきます。

今回の予算書を見せていただく中で、私の感想というか、そういったものも踏まえて、少し導入していきたいと思いますが、市の財政運営につきましては、市の借金である市債の残高は年々減少しております、24年度末で218億9,000万円と、前年度比5億2,000万円の減少というふうに書かれております。

また、市の預金であります財政調整基金は、ここ2～3年積み増しがされておまして、24年度末には15億4,600万円と見込まれております。

大枠で見る限り、財政は好転しているというふうに言えると見ております。

昨年度より、予算の編成過程が公開されるようになりまして、今年度は内容も格段に充実し、議員としても、早い時点で行政の今後の成り行き、情報を知ることができるようになりました。

平成25年度の主な拡大事業として公表されているものは、81事業、そのうち市長マニフェスト関連が29事業というふうにあります。

厳しい財政状況において、新規拡大事業に多く取り組まれ、評価はするものの、見方を少し変えれば、事業の廃止や縮小に踏み切れなかった弱さがあるのではないかというふ

うにも感じております。

その中の1つと言えるのが、人件費の削減であります。

議会に職場環境調査特別委員会が設置され、職員のアンケートの結果も影響してかと思いますが、それがよいか悪いかは別として、人員削減は減速したように思っております。

で、質問に入ってまいります。

職員の人件費削減についてですけれども、平成 25 年1月 24 日、閣議決定がされました。国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体においても、速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう要請がされた旨であります。

市の職員の給与削減が求められておりますが、どのようにされるのか、お願いいたします。

No.113 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.114 ○市長(石川英明君)

市政改革の会、山盛議員の代表質問に対して、少しお答えをしたいというふうに思っております。

冒頭に、今の行政の予算の考え方についてお触れをいただきました。

私自身も、少しそこについて先に触れておきますが、この我々の予算というのは、やはり市民の予算であろうというふうに思っています。

ですから、昨年から編成過程については公開をし、さらに、多くの市民の皆さんからご意見をいただいて、これから行政が、市民とともに新しい公共という視点で、協働で予算をつくり上げていく、そのことを議会でご議論をいただいて精査をするということが、今後の方向性ではないかなと思っております。

特に人件費の削減については、私自身も、44 名を減らすという状況があります。この辺の考えは、基本的には堅持をしていきたいということを思っております。

ただ昨年、皆さんにも部長制廃止とかいろんなことをご論議をさせていただきましたが、その辺も少し方向転換を、議員の皆さんからもいただいております。

その中で、やはりどういうふうに削減をするかというのは、非常に難しい部分もあり、この辺は、1つは人で減らすのか、費用で減らすのか、そうしたことも一度検討しながら、私自身は、小さな政府をつくるという考えを、今の段階では位置づけておりますので、そんな意味合いでは捉えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

No.115 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.116 ○12番(山盛左千江議員)

今の答弁によりますと、今回の国からの、そういったお願いに対してどうするのかという明確なお答えがなかったので、よろしくお願いいたします。

No.117 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.118 ○市長(石川英明君)

どうもすみません。肝心なところを落としてしまいました。

先ほども言ったように、人件費の削減ということで44名を減らすと言ったんですが、これは実を言いますと、前の副市長のときから削減計画が出ておりました。

そういう流れの中で、今現在があるわけで、国は今回、国の職員を、人件費を削減すると同時に、多分、全国一律に方向性としては削減をしてほしいということをやってくるのではないかなと。

ただ、我々がこうして努力をしてきた、その市町、市町というのは、やはり違うと思うんですね。

1,700ぐらいある市町村が、現状を鑑みた政策になればいいんですが、なかなかそうはいかないし、もっと厳しいことは、下手をすると、いろんな規制をかけてくるのではないかなというふうに思っています。

そうした状況を、やはり今、全国市長会でもこの状況を早く取り上げて、今は反対をしている現状にあります。

ですから私自身も、その辺の流れを見ながら、どうやはり、市町村が独自に立ち向かえるのか、そのことは、今後の精査をする段階になろうかというふうに思っております。

以上であります。

No.119 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.120 ○12番(山盛左千江議員)

ということは、今のところはまだ、未定というようなことなんでしょうか。

それで乗り切れればよろしいですが、豊明だけ先もって減らすということも、いかがなものかと思えますし、また豊明だけ削減しないということになると、また、どんなしっぺ返しが来るかわからぬということもありますので、ではこの点については、動向を見て進めていただくとということしかないかと思えます。

ただ、1月28日の新藤総務大臣の手紙、議会にも送付されていることのようにですけども、日本の再生に向けて国と地方が一丸となって努力するんだよと。

さらに当面の対応策としては、平成25年度に限って、緊急にお願いするというその詳細な内容も書かれておりますので、まあ数カ月の範囲のものかなというふうに考えておりますが、担当でそのことについての考えがありましたら、後からご答弁をいただきたいと思えます。

それから、先ほど市長の答弁の中にも少し出ましたが、マニフェストの人件費の削減の部分ですが、人数でいくのか、それとも全体の費用というか、経費でいくのか、そのことについて、ぼちぼち踏み切る必要が出てきているのではないかなというふうに考えます。

それを今すぐに答えるということが難しければ、いつごろまでにそういった方向を示されるのか、お答えをいただきたいというのが1つ。

それから、職員の給与削減に及んだ場合、市の附属機関の委員報酬、臨時職員の賃金、議員の報酬もですけども、そういったところも同時に削減していくことになるのかどうか、その考えについても、これは担当からかもしれませんが、ご答弁をお願いいたします。

No.121 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.122 ○市長(石川英明君)

今、正直言って、内部で検討に入っております。

人員削減をしていくということと、職員の現状の仕事、増えていく部分も軽減していくところもあろうというふうに思うんですが、その状況を少し精査をしないと、やはり人を減らすだけでいけるのか、やはり給与面で減らすことができるなら、そういう方向もありかなというふうに今、検討に入っています。

詳しいことは、部長のほうから一度、お答えをさせていただきたいと思えます。

No.123 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.124 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず、国からの依頼についてお答えのほうをしていきたいと思います。

まず、職員給与の削減についてと交付税の関係を説明をしていきたいので、まず先に、給与削減についての考え方をご説明いたします。

職員給与の削減についてはですね、議員もおっしゃっていますように、地方公共団体に おける給与減額支給措置の基本的な考え方というのが、国のほうから示されまして、国家公務員の給与減額後のラスパイレス指数の比較で、現在、豊明市が 106.7 ということになっております。

国のほうが下げる前は、豊明市は国よりも低い給与で 98% 台から 97% 台にここ数年、な っておったんですが、国のほうが今回、7.87 でしたか、下げたものですから、こういうことにな っております。で、100% まで下げてほしいと。

先ほど議員もおっしゃったように、今年の7月から 25 年度中の9カ月間について引き下 げようというふうな、そういった依頼が来ているということを知っております。

しかしながら、当市におきましては、既に職員の削減については行ってきておりまして、 平成 19 年度は 552 人の職員がおりまして、今年度の当初、24 年の4月1日現在で、490 人の職員となっております、既に 62 人職員を削減してきているということでありまして。

そういったことで、その効果額としても約5億円出ていまして、トータルの効果額でいきま すと 10 億を超える、12~13 億になると思います。

その程度のことはやらさせていただいておる中での、さらに、こういったことで 7.87 下げ る、平均でいくと6%以上上げるといふことになりまして、かなり職員の士気にも影響しま す。

現在、職員の削減を行いながら、さらに本給も下がるとなりまして、かなり影響は大きい のかなというふうに思っております。

そういったことで、市長も先ほど答弁いたしました、これ以上職員を減らしていくのか、 額でいくのかということ、今後、いろんな影響等がございますので、そういったさまざまな ことを考慮いたしまして決めていきたいというふうにご検討しております。

それと、財政的な見地から交付税関係の危惧についてお答えをいたしますと…。

(要らない、いいですの声あり)

No.125 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

こういう心配があるのでということで聞いていただきたいんですが、国家公務員の 7.8% の削減についての国からの依頼であります、これが実施されますと、今回、国家公務員 が 8,000 億円ほど給与を削減したということでありまして、地方も削減すると 8,500 億円ほ どになります。

その分について、元気交付金だとかいろんな形で交付金を出すよと、協力してくれたとこ ろについては出しそうな勢いなんですけれども、具体的なペナルティーというのが現在、示 されておられません。

もし、それをやらなかったらどうなるのかというのが、現在、わかっておりません。そのことだけ申し添えたいと思います。

以上です。

No.126 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.127 ○12番(山盛左千江議員)

内部で今、人数なのか、それとも支給額なのかということで精査して検討をしていくということですが、いつごろまでにその検討の結果を出されるのかについてのご答弁がありませんでした。

それから、市の附属機関や委員報酬、その他についても、一緒にやるのかどうかもありませんでしたので、再度答弁を求めたいと思います。

No.128 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.129 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

まず、臨時職員と非常勤の特別職についてお答えをいたしますが、かなり報酬自体も低いものですから、難しいだろうというふうに現在、考えております。

それと給与本体の減額でございますが、国のほうから県経由での説明によりますと、各議会に委ねるということですが、市長を含め議員の皆さん、特別職関係の方々、あと一般職の我々、全て含めた形での減額を、国のほうはですけども、考えているということでございます。

以上です。

No.130 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.131 ○12番(山盛左千江議員)

わかりました。じゃ、結論を待ちたいというふうに思います。

給与カットの、本当は、今言われたように職員の士気にも影響しますので、これを我先に取り組むというのは、やっぱり余り感心しないなというふうに思っております。

であるならば、どこでお金をつくるかということが非常に重要になってまいりまして、市長

のmanifestoでも、前例踏襲を改めるんだみたいなこともありますし、創意工夫をして仕組みを変えていく中で、機構も含めてですが、その中で財源を捻出するということもあると思います。

昨年来、行われているその1つの取り組みと思うのは、入札改革だと思うんです。

質問の中にも上げましたけれども、この一般競争入札の対象を広げたことによる効果、それから、それを行ってどのような分析をされたかについて求めたいと思います。

No.132 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.133 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

初めに、入札改革の効果額とその分析についてということであります。

議員ご承知のとおり、一昨年の9月に豊明市制限付き一般競争入札実施要領の対象工事を、1億円以上のものを2,000万円以上に改正をいたしました。

入札参加要件を、市内業者から市外業者へ拡大し、競争性を高めることにより、契約額が下がるのではという予測のもと、財源をつくっていくということといたしました。

今年度の効果額といたしましては、約6,800万円あったと算定しております。

その根拠といたしましては、入札参加者数で3社強の増加があったことにより、競争性が高まったということで、請負率で以前と比較しますと、12%強下がったということでございます。

そういったことで、工事の発注のもともとの設計金額に、その12%を掛けると6,800万円というようなことで、お金が浮いたというふうに、これは積算ですが、そういったことで我々は認識をしております。

今後も、市民の財産でございます公共施設の品質確保や、労働環境を含めて、継続的に検証してまいりましてでございます。

そして、工事以外のものはどうかということも、そういう指摘も各方面からいただいております。工事以外のものについては、委託業者等は指名競争入札での契約が重立ったものとなっております。

その指名業者数は、豊明市工事施行に関する取扱要領に準じて業者数を定めておりますが、過去においては、定められた最低数にて実施が通例でございましたが、競争性を高めるために、指名業者数を増やすなどの取り組みが見られております。

また、随意契約の見直しに関しましては、事務連絡による通達で、1社による随意契約によらず、競争性を高めるよう取り組んでおります。

今後は、昨年度に10万円以上の全ての契約、745件ございましたが、これらについての

契約の調査を行っておりまして、今年度再調査を行って、こういった契約の仕方にするとうくなるのかというようなことを、検証をしてみたいというふうに考えております。

No.134 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.135 ○12番(山盛左千江議員)

競争性が高まって、それなりの効果が出ているということがわかりました。

市内業者の落札の状況については、つかんでいらっしゃるのでしょうか。大きな打撃を受けたというようなことがあるかどうか、わかりましたらお願いいたします。

No.136 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.137 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

大変申しわけありませんが、ただいまちょっと数字を今、手に持っておりません。申しわけありません。

No.138 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.139 ○12番(山盛左千江議員)

マニフェストには、入札改革によって7~10%削減できて、3億円ぐらいの予算が確保できるのではないかと、そういう数字が上がっておりますが、6,800万という効果額からいくと、残念ながらここには届いておりませんが、そのことについては、何か分析なり、今後の方針がありますでしょうか。

No.140 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.141 ○市長(石川英明君)

その当時のですね、私自身が、全体的な工事量の部分でいくと、若干減っているのかなということがあります。

ただ、まだまだ競争率を高めるためのいろんな施策も打ち出していくことができれば、可能性があるのではないかと。

ただ、一気にそこまでの、今の金額では、非常に工事数も減っていますので、難しいという判断をしています。

以上です。

No.142 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.143 ○12番(山盛左千江議員)

わかりました。

じゃ、次ですが、公共施設の長寿命化についてお伺いしたいと思います。

これは、先ほど伊藤議員の質問の中にもありましたけれども、庁舎の耐震も含めてですが、いろいろとこれからお金がかかってまいります。

長寿命化、いわゆるアセットマネジメントをきちっとつくって、それを実施計画に盛り込み、その中で財政計画を立てていくということが必要になってくるかと思えます。

この取り組みについて、進捗状況、あるいは何か説明すべきことがありましたら、お願いいたします。

No.144 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.145 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

公共施設の問題についてでございますが、全国的な課題となっているところでございます。

本市におきましても、公共施設に関して適切な対応を図っていくということで、今、議員おっしゃったように、そういった計画を立てていくべきだということで、公共施設計画を作成しようと現在、各課に全てのアセットについて調査をしておいて、現在、集計をしておるところでございます。

この公共施設の計画は、公共施設に対する市としての基本的な考え方、各施設のデータ、修繕費のシミュレーション、そういった結果を明らかにすることで、長寿命化の検討を行っていくというものになる内容となっております。

加えて、行政と民間の公共サービスの協働による公共的サービスの提供により、公共を豊かにすることが、公共施設に係る行政サービスの分野でも必要であると考えており

ます。

そこで、公共施設などへの民活手法の1つでございます指定管理者制度について、現在、調査を行っております、この調査結果も公共施設の計画に反映をしていく予定です。

また、次年度より新設をいたします経営管理係において、本領域については、包括的に検討及び実施をしていく予定でございます。

上記に述べた、今、申し上げた内容以外にも、必要なものがないか、先進事例等を分析しながら、長寿命化について考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

No.146 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.147 ○12番(山盛左千江議員)

今、各課に調査をかけて集計中ということは、完成はまだかと思いますが、その時期がいつごろになるかどうか。

それから、先ほどの質問でも再三出ておりました実施計画、こういったことにも今、25、26、27、3年間の実施計画ですので、例えば今年その計画ができ上がれば、来年度からに影響してくるわけで、今年つくった実施計画と来年つくる、あるいは再来年つくる実施計画と、金額や内容に違いが出てきますが、そういうことは、きちっと明確にしておかないと、「また違うじゃないか、どうなっているんだ、でたらめだ」と言われるといけないので、その辺との連動についても説明をいただきたいと思います。

No.148 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.149 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

不要不急のものを除いてやっていきたいと思いますが、現在の豊明市の資産高が、貸借対照表によりますと714億円ほどございます。

それについて、全資産が対象になってきて、築後30年近くたっている、または40年程度たった建物等が非常に多いということでございまして、それらを全て長寿命化をしていくというのがなかなか難しいという、そういう認識もございまして、そういったものも、何を優先してやっていくのかということがはっきりすれば、当然、議員おっしゃるように、実施計画の中に盛り込んでいくということでございますが、今、計画をつくろうということで、照会をして集めていると申し上げて、いつまでにそういうものができるのかということでございますが、

まず数値をはっきりしていく必要があるということで、どの施設が幾ら程度かかるのかということ、何とか年度内につかんで、実施計画のヒアリングがあるのが、7月ぐらいからいつも各課とヒアリングをやっております。

そのときに早急に、この3年間の実施計画の中に、そういうものを取り入れていかなければならないのであれば、そこに反映をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

No.150 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.151 ○12番(山盛左千江議員)

そういった大きなお金がかかる、実施計画にのせるべき、普通は投資的経費の部分なわけですから、上げていくべきかどうかは、当局が判断するべきことであって、必要があるならば上げるでしょうし、それが間に合わない、計画がまだこれからつくられていくわけですから、今現在あるもの、あるいは来年つくられるであろう実施計画にうまく反映、タイミング的に無理だということであれば、それはきちっとおっしゃっておかないと、「上げます」と、「そういう対象の計画であり、工事であるというふうに認識をしておるが、間に合わないんだ」ということを言うておかないと、「どうなってるんだね」ということに、またなると思うんです。

そのことで、大きな工事に限り、あるいは何千万なのか、一応金額が決まってきましたね、実施計画には。

1,000万円以上でしたかしら、そういった基準に沿って上げるもの、上げないものがあるので、そこにはなくても当然、当初予算には、まあ急なように見えるけれども出てくる部分があるとか、そこをきちっと、計画をつくるのと財政との関連を説明いただかないと、議会としては、議員提案をいろいろしていく中で、不当な要求というふうに言われるといけないので、その点についてはきちっとご説明いただきたいので、お願いします。

No.152 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.153 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今、議員がおっしゃったように、いろんな事情が当然、ございます。

財政的な事情もあって、起債の額も余り増やしたくないというようなこともあって、その辺で優先順位をつけて、議会の皆さんにご理解いただけるようにしたいというふうに考えておりますが、現在、何せ今、資料を収集中で、どういった形の結果が出るのかというの

が、まだわかりませんので、そういう数字がつかめ次第、そういったことは、議会でご報告してご理解のほうをいただきたいと、このように考えております。

No.154 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.155 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、順次追加されていくということ、実施計画に間に合うものも、そうでないものもあるという、そういう認識で間違いなかったですか。

うんうんとうなずいてくださっていますので、そういうふうに皆さん理解されたと思います。

耐震工事だけではなくて、今回、市長は、新エネルギーということにも注目しておられまして、その省エネ・創エネと公共施設というのは密接に関係してまいります、そういったものも、この長寿命化計画の中にセットで盛り込みながら、事業計画をつくっていかれるのか、それとも寿命化とそういったものとは全く別なのか、その辺の見解がありましたら、お願いいたします。

No.156 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.157 ○市長(石川英明君)

今の段階では、まだきちっと整合性を出してという状況ではありません。

ただ、そうした整合性とか、いろんなことがかみ合っていくなら、一度今のご提案を真摯に受けとめて、できることがあれば、していきたいというふうには思っております。

以上です。

No.158 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.159 ○12番(山盛左千江議員)

この4月から、新しい機構でそういった担当の職員も、任期付ではありますが、でき上がりますし、特別委員会が設置されて、多くの市民の方たちと、これからのエネルギーの豊明市のあり方について、議論されていくかと思えます。

そういった中に、じゃぜひ、今の、どうせ公共施設の長寿命化の工事をするのであれば、ついでに塗装するんだったら、光を少しでも遮断するようなそういう塗料を塗ったらいいじ

やないかとか、フィルムを張るなら、こういうフィルムがいいんじゃないかとか、いろいろ抱き合わせた中でやっていただければ、コスト縮減にもなるかと思いますので、ぜひ議論を深めていただいて、そういった方向を出して、さらに経費がかかる問題でありますので、議会、もちろん市民にですが、そういった情報を発信してください。

そのことは答弁は要りませんので、お願いをしておきます。

いろいろと費用のかかることがたくさんありますけれども、豊明市の財政課がこのところ、いろんな情報をきちっと出してくれていて、グラフで、いろいろ豊明市の財政の推移などもわかるようになっておりました。

そこを見た中でのことなんですけれども、14年から23年の10年間で、扶助費が2.1倍に膨れていました。10年前は19億だったものが、23年には40億7,000万円ということになっています。

それは、中学校3年生卒業までの医療費無料化とか、そういったものも、もちろん影響していて、生活保護とか、そういった部分だけでは決してないわけですが、非常に膨れ上がっている。

努力をして人件費を削減したり、入札改革をしたり、皆さんがいろんな意味で節約に心がけておられたとしても、こういったところで非常にお金が必要になってくる。

これは避けて通れない部分でありますので、その努力が福祉、医療、介護、そういったところに吸収されていくということも踏まえて、さらに今の長寿命化をやらなきゃいかぬと、ここをどう折り合いをつけていくかというのが、大変重要になってきます。

で、問題のそのアセットマネジメントに戻るわけですが、計画は立てたけれども、いろんなことを見ていくと、実はできなかったということにもなりかねないんじゃないかということとを心配しますが、その財源確保について、あるいは、その計画の優先順位みたいなものについて考え方がありましたら、お示しいただきたいと思えます。

No.160 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.161 ○市長(石川英明君)

えーっとですね、今のその長寿命化というのは、私自身も、少し想定をするだけでも、ちょっとぞっとするという気がするんですね。

先ほど伊藤議員のお話にもあったように、うちの財政がきちっと確立をしていく、夕張のようにならないということと、そして考えていったときに、ひとつ私自身が、今回の予算組みで気づいた点が1個あります。

それは、個人市民税がですね、豊明だけです、この近隣ではほとんど増えておるんですが、豊明だけが減っておるという現象があります。その予算の組み入れの中で。

それは何かというと、20代から60代の人口が500人ほど減っているわけです。

こうしたことを考えると、ただ単に長寿命化、それからもちろん、扶助費に対して増えていくから、その事前で予防をやはりやったり、健康づくりをして、きちっとその伸びを抑えていくという手だてを講じなくてはならないわけです。

しかし、一方では何かといったら、ここのやはり財政基盤でもある個人市民税の部分が減っていくということは、どういうことかといったら、今言ったような計画が全てが飛んでいくわけです。

つまり、ここで若い人たちがきちっと税を落としていくなり、また地域の産業を興す、さらには工場誘致を図るだとか、いろんな手だてをきちっと総合的にしていかなないと、その辺の確立ができないという、今、現状にあるというふうに思うわけです。

ですから、この辺のことをきちっと分析をして、どのようにです、財政的にも確立する。そのために、どうしてもできなければ、先ほども伊藤議員のときにお話をしたように、今後の実施計画を、緩やかどころか、もっと後年度に回すようなことになるのかなということも懸念をします。

ですから、そのためには、どうしてもその財源を生み出す政策を組み入れていくことが必要ではないかなというふうに、基本的にそんなように考えております。

以上です。

No.162 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.163 ○12番(山盛左千江議員)

今の答弁に関連してというか、2つ目の大きな質問の中に、市長マニフェストの質を高めるというのを入れておきまして、そこに生活保護、今、国が基準を下げるという動きがありますので、そのことを聞こうと思っていたんですが、順番では。

ちょっと飛ばしまして、その1つ下の住宅開発の、人口を増やすためには、都市マスも含めてですが、そこをどのように考えるのかというふうに質問を、ちょっと順番を変えていきたいと思えます。

今、市長が言われたとおり、何をするにもまず、やっぱり財源が必要になってきます。そのためには、今言った人口を増やす。とにかく出ていくものを減らすのと、入ってくるのを増やすというのは、やっぱり同時にやっていかないといけない。

その中で、ちょうど今、都市マスタープランの中間見直しがされておきまして、パブコメも実施中であります。

そこを、非常にページ数が多くてですね、私のが的確にその内容を捉えているかは正直、自信はありませんが、人口増につながるような今回の見直しがされているのかどうか、そこをまず答弁をいただいて、それにつながってですが、学校の適正化検討委員会というも

のがありました。もう調査は終了しておりますけれども、小規模校についての適正化はどうすべきかという議論が、長くにわたって行われました。

その議論の中で、今後、住宅地、学校周辺の宅地の開発が可能があるので、統廃合は急ぐべきでないという、そういった見解が出ていたように私は理解いたします。

そのことを関連づけてですが、この適正化のときに審議された、議論された宅地の造成、あるいは人口増と今回の都市マスタープランの中間見直しが、きちっと連動されているかどうか、その点について答弁をいただきたいと思います。

No.164 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.165 ○経済建設部長(横山孝三君)

人口増加策でございます。

まず、現計画においても、計画が10カ年の中期計画のために、法改正を始めとして、著しく変化する社会情勢の変化に対応できないことがあると思われまます。

それで、市長のマニフェストでもあります北部地区の開発を始めとする住宅地開発などを含めて、重点施策としていく予定でございます。

それは来年度の話なんですけれども、現在、パブコメ中の都市マスタープランにおきましても、当然、市街化区域編入予定地につきましては変更しておりませんで、そのようにさせていただいております。

それから、現在の総合的なことを申し上げますと、都市計画に関する基本的な方針であります都市マスタープランでは、総合計画で示されました人口目標の達成をすべく、平成28年の人口フレームである7万2,400人ですね、これを目標に、新規土地事業面積として、コンパクトシティーの考え方も入れながら、現市街化区域内における未利用地で、都市機能及び居住機能を高めるために、人口集積を図る区域が25ヘクタール、それから市街化区域の拡大として17ヘクタールを見込んでおります。

この未利用地の都市機能と申しますのは、現在、阿野の平地の土地区画整理事業が予定されておりますので、そういったことですか、現在、既に行われました調整区域での民間開発ということで、榎山地区で開発されたことがあります。

今後の方針ですけれども、先ほど申し上げました、新年度には都市計画課内に、任期付職員ではありますけれども、開発に特化した民間出身の開発担当職員を置く予定でございます。

北部地区、南部地区にとどまらず、市内各地域の開発事業の可能性を探りまして、土地利用計画を策定していくものでございます。

その際には、まずは地元地権者のご意見を伺いながら、次期総合計画、次期都市マス

タープランに盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

No.166 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.167 ○12番(山盛左千江議員)

そうすると、今現在の都市マスの中見直しの中には、学校の適正化規模のときにいろいろ議論されたことは含まれていないと、新規に盛り込まれた部分はないということなんですか。

今後、次期、第5期総合計画ということになりますと、28年からです、あれは。

だから非常に先のことになりますが、それまでの間は、市としてはどんなことをされるんですか、お願いします。

No.168 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.169 ○経済建設部長(横山孝三君)

学校の統廃合に書かれておりますことにつきましては、現在も市街化区域の編入予定区域ということで予定されておりますので、したがって、そのことを見られて、学校の統廃合の計画をつくられたというふうに承知しております。

以上でございます。

No.170 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.171 ○12番(山盛左千江議員)

そうすると、その適正化規模の検討委員会の中でいろいろ議論されたことは、もう既に都市マスの中に網羅されていて、その整合性はとられているという、そういうことで間違いはないですか。

No.172 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.173 ○経済建設部長(横山孝三君)

学校統廃合での議論を、全て承知しておるわけではございませんが、少なくとも市街化調整区域の中で新たに市街化区域に編入していくという予定地については、整合が図られているということでございます。

終わります。

No.174 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.175 ○12番(山盛左千江議員)

そうしますと、今言われました未利用地の 25 ヘクタール、それから編入する 17 ヘクタールですか、そういったことを合わせていくと、また適正化規模のときに議論された、今既に盛り込まれているとおっしゃっている、そこら辺をきちっと開発されていけば、人口目標7万2,400人は達成できるという、そういうことなんでしょうか。その達成期限は27年ですが、大丈夫ですか。

それから、それが絵に描いた餅にならないために、担当課としてはどのような努力をしていくのか、お願いいたします。

No.176 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.177 ○経済建設部長(横山孝三君)

確かに、目標人口7万2,000人ということでありまして、平成17年で約6万8,300人、平成25年の2月では約6万8,400人ということで、現在、8年前とほぼ同じ人数だという実態がございます。

特に最近では、外国人の方が減少している傾向であります。

このようなことから、今の計画で間に合うのかということは、私どもも若干危惧しておりますので、新年度から、より一層力を入れて、先ほど申し上げました、新たに開発担当職員を置きまして、そこら辺に重点を置いていく予定でございます。

終わります。

No.178 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.179 ○12番(山盛左千江議員)

そうすると、なかなか予定どおりに、計画どおりに人口の増加は進んでおらず、逆に、若い世帯が減っているという今、近隣市町と比べるとね。で、税収が下がっている、周りは増えているのにという。

そんなに環境的に、条件的に、豊明市が人口が減らなきゃいけないような、そういったことはない。自然にも恵まれ、交通の利便性もいい、そういったことは再三言われているところではありますが、なぜ若い人たちが増えていかないのか。

そのことと、要するにハードだけじゃなくて、ハードとソフトをセットで考えていくということが今、豊明市の喫緊のやるべきことではないかというふうに考えております。

ソフトの部分については、市長は積極的に取り組みますが、先ほどの質問で、子育ての財源がないんじゃないかと、耐震のほうに力を入れたら後回しと、受け取れるような発言もありましたが、豊明市の今後の将来の長い展望の中で、この若い人たちの流入をいかに増やすか、その施策が非常に重要になってくるというふうに私は考えておりますが、その市長の考え、もう一度確認しておきたいと思います。

(迷惑だ、人の発言を勝手に引用するなの声あり)

No.180 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.181 ○市長(石川英明君)

私自身もですね、先ほどもちょっと触れたように、20代から60代の人口が500人ぐらい減るという想定は、非常に危惧しています。

ちょうど尾張、尾東管内の首長が集まったそのときに、今年度の予算の中のやはり提示を、皆さんからいただきました。ずっと見たときに、うちだけその部分が減っておった。ほとんどの方は、個人市民税、法人税、そして固定資産税がみんな伸びていくのにというのは、非常に我々は真摯に受けとめていかなければならない。

そのためにはどうするかといったら、やはり若者が住みやすい、また魅力を感じるまちづくりをきちっと構築をしていかないと、ここの活力自体が、何かといったら、働く世代の人がここに定着をしないと、やはりここの本当の根本的な力がですね、見出すことができない。

もちろん、子どもから高齢者まで、一体として魅力のあるまちにしていきたいというのが私の考えで、そうしたところには積極的に力を入れていかないと、いろんな建物やハードの面に力を入れておって、建物だけでは、生活の部分でやはり住みにくさということが出てきたときには、手遅れになるので、その前にきちっと整備を図ることが必要だというふうに位置づけております。

以上であります。

No.182 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.183 ○12番(山盛左千江議員)

伊藤議員の先ほどの質問を私が少し引用をしたことで、後ろからちょっと野次が飛びましたが、ご本人も、伊藤議員も、引き下げを、軽減を否定するわけではないと、反対するわけではないということを執拗に主張しておりましたので、そのことは一応、誤解のないように申し添えておいたほうがいいかなと思って、一言つけ加えておきますが、いずれにしても、これからの人口、特に若い人たちの人口を、いかに増やすかということに、きちっと主眼を置いていただきたいと。

もちろん、市民の安心・安全は欠かせません。10億円をかけて庁舎の改修をされるようですけれども、地震で本庁舎が崩れてしまえば、市民の安心・安全も守れないわけですから、優先すべき事項であろうというふうに私も考えてはおりますけれども、本当に慎重に今後の契約等については進めていただきたいというふうに、これはついでに申し上げておきます。

それで、都市マスについては、まだ今後やるべきことが十分ではないということをご承知のようですので、来年4月からその経験豊かな人を中心に、都市総合計画、あるいは都市マスタープランにのせる、のせないのことを議論するのではなく、すぐにでもできることは何なのかということ、積極的に皆さんと詰めてやっていただきたいというふうに、お願いをしておきます。

また、これと話がつながっていきますので、生活保護はまたちょっと後回しにいたしますが、その人口増について、国も、若者とそれから女性の力だというふうに、力をすごく入れてきて、そういった「若者・女性活躍推進フォーラム」というのを、安倍総理が2月17日に立ち上げたというニュースなども流れておりました。これからは、本当に若者と女性なんだと。

その女性というところに着目した場合、1996年に片働き、すなわち夫が外で働き、妻が家事をするという、そういう性別役割分業みたいな、そういったものと、共働きが逆転をいたしました。

その後、ずっと共働きが増えているという、そういう状況にあります。その背景には、所得構造の変化が大きく寄与しておりまして、すなわち、1人では生活できないから共働きだということでもあります。

年収300万以下の若者が増えたので、夫婦2人で働いて、300万ずつの600万とか500万とか、そうやって家計を支えていく、子育てをしていくという、そういう何かもう今、現状になっていて、そちらがスタンダードだというふうにも言われています。

その中で、これから自治体が担うべき女性の子育て支援というか、女性がいかに仕事と家事の両立をしていくか、そういったことに取り組むというのが優先されてくるわけですが、いろいろと国の考え方などを見ておきますと、男性の意識改革がまず必要だということ、それから、思い切ったポジティブアクション、すなわち構造的に、意識的に女性を引き上げるといえるのか、もし男性が多いときは、別のほうの性の人へのいろんな措置をするということになります。この思い切ったポジティブアクション、それからここですが、公務員から率先して取り組みなさいというふうに言われています。

もちろん、民間はそれなりに努力をしていくんでしょうけれども、公務員からというふうに書かれておられますので、そこで、ちょっとそういった質問に移っていきたいと思います。

本市の女性の管理職の起用率は、事前にお聞きしたところ 10.2%というふうに聞きました。大変低いです。

国は、2020年までに30%、「2030」などというキャッチフレーズで、努力をしようという目標を掲げているようですが、本市においては、そういった目標を掲げて、それに近づけるというようなお考えがあるかどうか、まずお聞かせいただきたいと思います。

No.184 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.185 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

男女共同参画プランにおいて、委員会等の比率をまず30%に改めるというようなこともありまして、管理職の割合も、その程度になればというようなことで考えております。

今年度、新たな昇任試験制度を設置いたしまして、できるだけ、男女の別なくではありますが、女性にも積極的に受験していただくように各所属長からお願いをして、今回の試験も実施したという、そういった経緯もございますので、そういったことで進めていきたいというふうに考えております。

No.186 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.187 ○12番(山盛左千江議員)

ポジティブアクションというのは、機会の均等とはちょっと違っていて、今言われたように、女性もその試験を受けても構いませんよという、その門戸を広げるというのではなく、あえて女性枠をつくったり、特に応募しやすいように、あるいは試験を受けやすいように、いろいろ手だてを講じるということになっていると思うんですが、そのことについてはどうなのか。

それから、目標の数を定めるような考えがあるかどうか、お願いいたします。

No.188 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.189 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そのポジティブアクションということにつきましては、今のところ、機会均等ということで我々、そこまりに現在はなっております。

それと、目標でございますが、先ほど申し上げたように、30%程度をまず目標にしたいということで、先ほどのご質問の中で、今 10%という、そういうこともございましたが、何とか率を上げていけるようにしていきたいというふうに我々も考えております。

以上です。

No.190 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.191 ○12番(山盛左千江議員)

じゃ、いつごろまでにという期日も、ちょっと考えていただければなというふうに思います。

そのように、「手を上げてください」と、仮に3年後、5年後、あるいは国と同じ2020年でも構いませんが、30%に目標を定めたとしても、その目標に達成するように、いろいろなまた手だてというのか、策も講じていかないと、数だけ上げても仕方がないわけです。

それで、男性の育児休業の促進というのも国が求めておりまして、これも海外においては、ご承知のとおり随分と進んでおりますが、共働きで妻が、今のところは公務員を私はイメージしておりますが、出産、育児等で休む場合、休業する場合は、夫も最低1週間は休んで、しっかりそういう経験を積みなさいとか、そういうようなことを推奨する、あるいは目標にする、そういったこともひとつ策としては必要かなと思っておりますが、いかがですか。

No.192 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.193 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

大変おっしゃる意味はよくわかるわけなんです、具体的に実施をしようと思いと、当事業所、市役所でやれば、男性が育休をとっていくとどうなるのかというようなことも考

え合わせますと、それにかわるまた代替の職員が必要となると。その代替の職員について、任期付の採用でいくのか、嘱託職員でいくとか、パートでいくのかというような、そういった選択肢もあると思います。

そういったことを整理して、人件費との絡みもありますし、仕事の質を守っていかないといけない。

だけでも、そういったことを進めなければいけないということは重々承知しております。承知しておりますので、そういったことも考え合わせて、計画というか、達成度のようなものをつくって、目標を掲げてやっていきたいと思います。

ちなみに現在、市役所で育児休業をとっている男性の職員はございません。

以上です。

No.194 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.195 ○12番(山盛左千江議員)

代替職員が必要なぐらい、3年とか、最長3年ですか、というようなことを私はイメージしているわけではなくて、せめて1週間とか 10 日とか、そのくらいでもいいかなと思うんです。

とにかく、男性が子育てに参加するということ。その共同参画に対する理解というのか、そういうところからかなあというふうにも思いますので、一足飛びにそこまで長いのは、いろいろ無理があろうかと思えます。

その言葉の裏に、女性なら3年休んでも影響ないみたいなふうにも聞こえますので、ちょっと「うん？」と思いつつ聞いた節もありますけれども、その辺は、まあさらっと流したにしても、できることからということで、ぜひいろいろ考えて、公務員が育児休暇、産前産後の休暇をいろいろ組み合わせてとっていくというのは、余り聞く話ではありませんので、そういった意味でも、女性、あるいは働く人たち、共働き世帯への支援をしているという大きなアピールになるかと思えますので、まず、そういう制度をきちっと作り、進めていっていただければなというふうに思えます。

それと関連して通告いたしました臨時職員の件ですけれども、先ほどの、また前者の質問に非常に似通っていてあれなんです、名古屋市は待機児を解消するために保育所をどんどんつくって、豊明市の臨時職員の中からも、正職になれるならばということで、抜けて、そちらに行くというようなケースもあるというふうに聞いております。

やはり職の安定というのが消費行動にもつながりますし、女性がきちっと収入を得て、職を持って、で、活躍してもらおう。いろんな意味で意味があるということで今、国が若者と女性というふうに、すごく政策を転換してきているわけです。

そういった意味で、その臨時職員の職の安定ということも、長いテーマとして私は持って

おります。

以前にも、3年あるいは5年、長く契約してくださっているような、更新をしてくださっている人に対しては、少しずつその給与の上乗せだとか、今、いわゆる期末手当的な部分が廃止されてしまいましたので、そういったことを少し加味するとか、臨時職員で難しければ、嘱託だとか任期付とか、いろいろと工夫の仕方もあろうかと思いますが、そうしてでも、豊明市で優秀な公務員、職員を確保する、し続けるというのか、そしてまた呼び寄せる、そういった工夫もするべきかと思いますが、その点についてもお願いいたします。

No.196 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.197 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

女性はパートが多いということもございまして、そのようなご質問かと思いますが、確かに当市の場合、一般職で790円という非常に安い単価で働いていただいています。

保育職についても、そんなに変わりはないということで、それで正職で、名古屋市さんのほうに出ていかれたというような事情もあるやに聞いております。

今、ご指摘があったように、賃金が低いというような問題と、経験年数で差をつけてはどうかというようなこと。市長からも直接そういう指示がございまして、そういったことができるかどうかということを現在、検討しております。

あとさらに、この前の議会でお願した任期付職員だとか、嘱託職員の検討がまだ途中なんです、そういったことも整理できれば、条例化をしていきたいというふうに思っております。

そういったことで、できるだけ満足して、賃金にも満足していただいて、働いていただけるように、そういう職場にしていきたいというふうには考えております。

以上です。

No.198 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.199 ○12番(山盛左千江議員)

もう一つ、その臨時職員、あるいは嘱託で、居続けていただく、それで満足して、居続けていただくということも1つですが、うちは正規職員の採用の年齢が25歳ということで切られておりますね。

若干違うところもありますが、ここもだめと言っているわけじゃないかもしれませんが、も

う少し引き上げたらどうかというふうに思うわけです。

今回の任期付なんかは、そういう意味では思い切った手段だろうというふうに思いますけれども、正職に乗りかえるようなことができるように、特に臨時職員で経験があるから、そのまま正職ということにはできないということは、重々承知しておりますけれども、採用試験を受ける機会を与えるというのか、名古屋のようにね。

そういったことも合わせて、考えていただければなというふうに思いますので、それも1つお願いいたします。

No.200 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.201 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

ただいまのご提案でございますが、これについても、市長のほうから指示がございまして、キャリア採用と申しましょうか、ある一定のキャリアを他の自治体や他の企業でされていたりする人が、年齢要件に基づいて正職として採用できないということでございますので、一定のそういうキャリアがある人は、一定の年齢まで受験資格があるというような、そういった制度を現在、人事のほうで研究しております。また、まとまりましたら議会のご同意のほうもいただけるように、提案のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

No.202 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.203 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、公務員の守秘義務違反と行政情報の提供についてに質問を移してまいります。

地方公務員は、地方公務員法において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされておりまして、その違反した場合は、1年以下の懲役または3万円以下の罰金ですか、というふうに定義されております。

また一方、豊明市の情報公開条例におきましては、「市の保有する情報を市民の知る権利として尊重し、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加による、市民の適切な理解と批判の下にある公平で民主的な市政の推進を図る」と、こんな目的が掲げられておりました。

個人情報の保護は、もう今さら言うまでもありませんけれども、行政内部の情報、職務上

知り得た情報の取り扱いについて、その守秘義務と情報の提供、開示との兼ね合いといましようか、その辺について当局の見解をただしてまいります。

まず、問題になっております水道企業団の水道料金の値下げの問題ですけれども、豊明市の2月1日号の広報の「市長だより」に書かれている部分によりますと、「現在、値下げ検討の最終段階に入っています。値下げは小口利用者に厚くしながら全体に及ぶようにし、その財源は、高金利債の繰上償還や民間委託の推進、人事管理の見直し等を考えているようです。」というふうに書かれています。

多分、ここが一番、その値下げにかかわる市民への情報提供の部分かなと思います。市長、これを書かれたときに、いわゆる企業団の5市町の首長さんと話をされた、そこでしか知り得ないというんですか、内容が、この今の幾つかある中でどれだったのか。

それとも、もう既に以前から知らされていた、あるいは公開されていた部分がどれなのか、秘密の漏洩的なことが言われておりますが、それに当たる部分がどこなのかというのを、まず明確にしたいと思いますので、お願いいたします。

No.204 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.205 ○市長(石川英明君)

今、論じられた部分でいくと、整理をすると、1つ今回の具体的な決定内容というのは、「小口利用者」ということですね。

後につきましては、これはもう既にホームページに掲載をされておったことですから、この決定以前にですね。

それは、もう広く市民の皆さんが知り得る情報であったというふうに思っています。

以上です。

No.206 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.207 ○12番(山盛左千江議員)

そうすると、ここには小口利用のこと、それから高金利債の繰り上げとか、民間委託とか、人事管理とか、いろいろ書いてあるんですが、もう既に公開されていて、その値下げにまつわるというのか、その議論の中で出てきたことではないと、そういうことですか。

うんうんと、うなずいていらっしゃるので。

とすると、いわゆるフライングだというふうに言われるのは、今、「小口利用者に厚く」とい

う部分という自覚でいらっしゃるということですね。

そうすると、「値下げの検討が最終段階に入った」という部分については、どんなご認識でいらっしゃいますか。

No.208 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.209 ○市長(石川英明君)

これは、先ほど伊藤議員のときにもちょっと触れさせていただきましたが、5の市町で構成をしているわけですね。そういう中では、発信をするということを企業長、他の副企業長に、やはりお話をすべきことだったのかなということで、私はちょっとね、反省をしておるということです。

で、質問の内容は何だったですかね、ちょっとごめんなさい。

No.210 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.211 ○12番(山盛左千江議員)

「現在、値下げ検討の最終段階に入っている」という、そういうことを書かれていますが、最終段階に入っているということと、もうちょっとつけ加えてお聞きしますと、議会に議案を上程する前のフライングじゃないかということとか、それから、その企業団の内部の情報じゃないかというような、そういう危険性、そういうふうに思われる危険性を感じるものですから、市長にとって「値下げの検討の最終段階に入った」という表現の仕方が、議会の議案が決定する前、あるいは議会に提案する前という内容、あるいは時期と、この表現についてはどうのご認識を持っていらっしゃるか、お願いします。

No.212 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.213 ○市長(石川英明君)

まず、認識の結論から言います。

これはですね、結論から言えば、私は首長というのは発信をすべきだというふうに、私は市長就任以降、全て思っています。

ですから、今回も予算編成の過程を公開をするということは、当たり前にしてきたし、全国で徐々にそういう状況になる。

その基本的な考えを言っておきます。

それは、あくまでも私は、市民が主役です。私は市民に対してきちっとした説明責任があるので、こうしたことについては、情報発信をすべきだろう。

ただ、具体的な内容について、決定した事項について、その時点では検討しているという段階でありますので、具体的な方向性では、「小口の」という部分だけが少し触れたかなというぐらいですね。そういうふうに理解しております。

以上です。

No.214 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.215 ○12番(山盛左千江議員)

企業団で示されたその値下げの案をちょっと聞きますと、5年間で19億円ぐらいのお金が値下げに当てられるというか、値下げされるというふうに書いております。

この金額っていったら、もう非常に大きなものでありまして、それが適正であるかどうか。その財源、値下げした分、どのように埋めていくのかというようなことも、当然その利用者、この5市町の利用している市民、あるいはもちろん議会もですが、そのことについては、きちっと情報提供をされてですね、議論するなり、それなりの考えを持って、議員に最終決断に臨んでいただくというのが、必要なことだろうと。

提案された議員が、その議員の考え方の中だけで決断をするということではなくて、議会から選出されておりますので、できるだけ早く、もっと言うならば、市長がその19億円という金額を、そのときにもうご承知だったとすれば、これだけのお金をかけて削減、水道料金を値下げしてほしいのか、それともその19億円をもって、例えば水道管の耐震に充てたほうがいいのか、その進捗状況はどうなのか、そういったことをきちっと信を問うていく、そのことのほうが、副企業長としては非常に重要な責任があったのではないかと。

私から見ると、その「小口利用に手厚く」という、非常にまあ市民受けのいいというのか、一部の情報だけを少し出すのではなくて、もっときちっと提示して議論をしていただく、そういう材料を提供するのが本来であつたらうと。

それを、副企業長1人がやるのは、それはいささかとは思いますが、それは水道企業団として、管内の住民なり、多くの人たちにそのことについて問う、提起をする、そういったことが今、求められ、今、市長が言われたように、その説明責任であつたり、市民に決定していただくという、そういう姿勢をお持ちであるならば、その部分が逆に必要になってくるのではないかとというふうに私は思いますが、いかがですか。

No.216 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.217 ○市長(石川英明君)

私自身はですね、一足飛びにそこまでいけばいくべきだったのかなといつも思うんですが、やはり徐々になんというふうに思っています。

例えば過去、下水の値上げてどうだったんですかね。ここでやはり決めるときにですね、下水を値上げするということは、多分、市民の皆さんに公開して意見を聞いておるのではないかなと思います。

それと値下げの場合です。これは、議員の中でもいろいろちょっと情報を集めると、反対という人もみえるんですね。

そうしたことを思うと、上げる下げるということも、それは本来はやっぱり市民の皆さんや議員の皆さんがですね、やはり、あらゆる視点から精査をするという必要があるわけです。

企業長、副企業長の中でも私自身は、そういう案を提示をされたときに、正直言って、19億が本当に今の試算が確実にいけばですよ、問題はないわけですね。

しかし、もし赤字になった場合に、副企業長として素案を出されて、そのままずっと受け入れるわけにはいかないし、県水が高かったり、いろんな課題が幾つか残っているわけですよ。

そういうことをきちっと議論した上で、やはり精査すべきだし、このことは本来でしたら、広く市民に知っていただいて、その中でどうあるべきだ、「いや、料金を上げるべきじゃないよ」という意見があれば、そのことのやはり真意をきちっと問わなくてはだめだと思うんですね。

さらに「いや、下げてほしい」と、その真意は何かということがわかったときに、そのことをもとに、本来でしたら企業団というのは、その案を構成すべきかなというふうに思っています。

ただ、悲しいかな今の実情の中で、パブリックコメントをやったり、市民の意見を聞いても、大分関心や意識づけというのは、少し遊離をしているところがあります。

そのことを思うと、非常にこれから、本当の市民の意見を聞くということの作業を、どう構築するかという課題も含めて整理をしていかないと、本当の意味で市民が築く自治ということにはなっていないのではないかなと思っています。

そのためには、どうしても公開をすべきことは見える化を図る。そのことは当然、やはり首長としても、行政としても、やっていくべき手法であろうというふうに理解をしております。

以上であります。

No.218 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.219 ○12番(山盛左千江議員)

市長のそういった姿勢は、立候補のときからずっと聞いておりますし、多くの市民もそのように理解しているかと思いますが、何せ水道企業団の管内という広いので、そういった市長の考え方、方針をご理解になってない方も、たくさんいらっしゃいますので、その点についての説明不足というのか、そちらの側の説明不足、特に企業長、副企業長の間でのお話し合いというのが不足していたというのは、それは否めないというふうに思いますので、この点については今後、ご反省をいただきたいというふうに、私からもお願いをしていきたいと思います。

それですね、じゃちょっと一般論的なところで、守秘義務と情報公開ということについて聞いていきたいと思います。

市の附属機関、たくさんありますけれども、傍聴はほとんどの部分で認められています。そこで、傍聴者に資料が配付されないことが結構多いわけですが、その資料の配付について、傍聴者のほうから求めがあって、慌てて配付していただけたということも、今まであったかと思いますが、これを、資料の配付をルール化することが、まずできないかどうか、お願いいたします。

No.220 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.221 ○市長(石川英明君)

一度、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

No.222 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.223 ○12番(山盛左千江議員)

じゃまあ、ぜひ検討していただいて、早目にお答えをいただきたいと思います。

それから、農業委員会の傍聴については、筆記具、携帯電話、録音機等の持ち込み禁止というふうになつております。

録音機の持ち込み禁止は非常によくわかりますが、筆記具までだめというのは、よくわ

かりません。

そのことだけが書いてあるわけではなくて、農業委員長の許可が必要ですよという、委員会で諮るとも書いてあるので、例えば非常に個人情報にかかわる部分であったりとか、そういった議案が多いとき、あるいは、そのときはご退場いただくというような、そういうような配慮というのも、十分できるような規定になっているというふうに私は読み取っておりますが、とにかくそういうものであろうとなかろうと、筆記用具も携帯もすべて預かっていただくという、そういう処置がとられております。

これも、ちょっと時代に合わないように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

No.224 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.225 ○経済建設部長(横山孝三君)

農業委員会の会長以下、各委員で決められておりますので、そちらの議論に委ねたいと考えております。

終わります。

No.226 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.227 ○12番(山盛左千江議員)

委ねたいということは、どういう時代背景の中でこういう規定にされたのかも含めて、よくご議論いただいて、個人情報については、しっかり守っていただきたいという気持ちは十分ありますけれども、原則が公開であると思っておりますので、その点を十分ご説明いただいて、検討のほうをお願いしたいと思っております。

それから、幹部会の会議録ですけれども、これも先の議会で、そういった一般質問がありまして、市長は、前向きに検討したいといった、そういった旨の答弁があったというふうに記憶しております。

で、それはどうされているのかということ。

それから、今まで、幹部会の話し合われた内容については、各部長が自分なりに記録をとって、課長、あるいはそれ以下の部下にそれをコピーして渡す、あるいは口頭で説明する、何らかの報告がされていたというふうに聞いております。

幹部会の会議録があるかどうか、その会議録、それから部長が記録したメモ、これはどういった扱いになるんでしょうか、お願いいたします。

公開できるかどうかという視点でお願いします。

No.228 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.229 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

幹部会の正式な議事録というのはございません。

各担当部長が、おっしゃったように筆記をして、それを各課長に伝えているということで、新年度からですね、今、幹部会、経営戦略会議、部課長会等々、いろんな会議がございます、それを見直す中で議事録もどうするのかということも現在、検討中というか、協議中でございます。

それと、幹部会についての情報公開、あった場合には、例えばですね、これから条例を出していくとか、事前にそのことが知れると政策形成上よくないというようなものについては「秘」ということで、それ以外のものについては「可」として、現在も秘書政策課でつくったものを公開しております。

以上です。

No.230 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.231 ○12番(山盛左千江議員)

部長がとったメモ、メモも一応、公文書ですので、その取り扱いについてはどうなんでしょうか。

公開請求の対象になるのかどうか、その中に、その条例とかいろいろ策定の過程のものが入っていたら、それは黒塗りになって出ていくのか、その辺の取り扱いについてお願いします。

No.232 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.233 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

対象になるかどうかということであれば、対象になるということでございます。

以上です。

No.234 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.235 ○12番(山盛左千江議員)

そのときには今、部長が言われたような部分については、通常は公開されない、部分公開という判断でよろしいですか。

No.236 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.237 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

はい、そのような見解でございます。

No.238 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.239 ○12番(山盛左千江議員)

そのときにですが、今後の、その情報公開条例を見ると、その問題が起こるとか不利益が発生するとか、影響が及ぶものについては公開しないことができるのであって、原則的には公開なわけです。

予算の今、編成過程も公開しておりまして、それからパブリックコメントも公開しておりまして、条例が策定される前の段階で市民に広く開示されて、意見まで求めようという、そういう市の方針がありながら、幹部会においてのその部分については非公開というのが、すみません、私の中では整理がつきませんが、もう一度説明をお願いいたします。

No.240 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.241 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、もう一度ご説明いたします。

この情報公開制度につきましては、市の説明責任を果たすことから、制度化をされております。

原則、今、議員がおっしゃるように、市は公開することが定められております。これは条例の第7条でございます。

これは、他の団体においても同じでありまして、主たるものとしては、個人情報、法令で非開示情報、捜査情報などが開示できないということが定められております。

それで、意思決定の中立性というか、意思決定の過程の中で全てを公開できるかということ、やはりですね、組織、機構を例えば例にとって申し上げますと、どういった組織にしていこうというようなことを話し合う中で、部を幾つにする、課を幾つにする、どういった係が要るだとかというようなことも、ある程度方針が定まってから言うようにしていかないと、与える影響というのは非常に大きいものですから、現在のところ、そういった考えでやっていると。

予算の公開だとか進んだ部分もありますが、そういった面も持ち合わせているということでございます。

以上です。

No.242 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.243 ○12番(山盛左千江議員)

今、伏屋部長も自覚していらっしゃるように、少し進んでいるところと、そうじゃない部分が混ざっていると思います。

そこら辺を、どちらに近づけるかといえば、当然、公開に向けて近づけていくわけです。その辺の自覚をきちっと持っていただきたいという点。

それから、その部長が書いたメモが、職員がコピーを手にする。課長、あるいはその下の一般の職員が手にする。

そのときに、市民が「それを見せてください」と言うことは、存在すら知らない可能性が高いので、余りないかと思いますが、議員においては、その存在を周知している者が多いと思いますので、議員から求められようと、市民から仮に知ってて求められようと、その取り扱いは同じであるべきだと思いますし、今の現時点において、出せない部分においては、誰がどう言おうとも出せないし、正式な手続をもってでなければ、出してはならないというふうに理解していてよろしいですか。

No.244 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.245 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

はい、そのとおりで結構だと思います。

No.246 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.247 ○12番(山盛左千江議員)

文書によるものはそのように、じゃ、しっかりと運用していただきたいと思います。

かつて、部長が書かれたその幹部会の資料が議員の手に渡り、相当そのことについて、市長に対して厳しい言葉もありました。その内容が正しいか、正しくないかはわかりませんが、その文書の取り扱いが適正であったかどうかについては十分検証するなり、今後気をつけていただきたい。その必要があろうかというふうに思っております。

あと、監査のことについてお伺いしたいと思います。

住民監査請求が受理された時点で、請求内容、あるいは調査の内容、そういったことを公開することは、守秘義務に反するか反しないか、お願いいたします。

No.248 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.249 ○副市長(小浮正典君)

もう原則的には、ケースによると思います。

以上です。

No.250 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.251 ○12番(山盛左千江議員)

監査委員には守秘義務が課されておりまして、自治法の192条だっただと思います。調査の内容等は公表することができません。確認してください。

で、情報公開請求をいたしましても、結果の中に、その住民監査請求の請求文が載ってくることはもちろんあります。

ただ、結論が出る前に知られることは認められておりません。

それから調査の内容についても、公表することは守秘義務に反するというふうになっております。

しかし、それが必ずしも守られてないというようなことが、可能性があります。私たちはそういう経験をいたしました。

それをもちまして市長に、市の職員である部分、あるいは市長の権限でもって任命された、選任された委員のことですので、しっかり調査をしていただきたいという旨を要望をいたしました。

その前に、監査委員にそういったことがありましたので、嚴重にということで抗議文を出しました。さらに、説明不足の部分について説明をお願いしますという要望も、あわせて提出いたしました。

その回答が得られないままに返済の期日がまいりましたので、それから監査委員のほうから、「その説明は、もう結果を出したところから私たちの責任の範囲を超えている。市長のほうに聞いてください。」という回答が、ぎりぎりに電話でいただきましたので、「では、続きは市長ほうから調査をするなり、その理由をきちっと説明するなりいただきたい」と、その要望をいたしました。

その判断が、その説明がいただけない、納得しないままで返済するのは、気持ちとしては納得いかない部分がありますので、「返済の期日の延長ができますか」というお問い合わせをいたしました。

「してください」と強要したわけでもなく、違法に権利を主張したわけでもなく、瑕疵ある決定だというふうに言ったわけでもありません。

そのことについては、自分の名誉もありますので、きちっと説明をさせていただきますが、監査の内容について、監査の調査のあり方について守秘義務違反、監査委員は自治法、監査事務局職員は地公法に反する疑いがあった場合、それは市長として、その管理者として、どのような調査、あるいは対応をしていくことになっているか、お願いいたします。

No.252 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.253 ○副市長(小浮正典君)

先に、私は先ほど、守秘義務に当たるかどうか、それについてはケース・バイ・ケースというふうにお答えしましたがけれども、私が言いたかったのは、監査委員に守秘義務を課されているのは、それはもう法律に明記されているのは、それは確かです。

問題は、その守秘義務違反に当たるためのその秘密が、非常に制限されていると。非常に制限された内容だけしか、その秘密としては保護されないという必要性、相当性が求められているという、そういう意味でお答えしました。

以上でございます。

No.254 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.255 ○12番(山盛左千江議員)

そのことは十分承知しております。

で、私のお聞きしたことに答弁をお願いいたします。

No.256 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.257 ○副市長(小浮正典君)

法律上のことでお答えします。

法律上のこととしまして、仮にですけれども、今回のこととか、そういうことではありません。仮にですけれども、もし問題があった場合には、市長には解任権があります。

以上です。

No.258 ○議長(安井 明議員)

残り時間3分少々です。

山盛左千江議員。

No.259 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、その法律的なことでお伺いいたします。

水道企業団のことにもよりますが、そのほかのこともそうです。

市長には守秘義務違反、地公法違反が適用されるかされないか、お願いいたします。

No.260 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.261 ○市長(石川英明君)

ありません。

No.262 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.263 ○12番(山盛左千江議員)

わかりました。

ということは、内部情報の漏洩という、そういったことに触れるということが、そもそもないという、そういう判断でよろしいですね。お願いいたします。

それからもう一つ、ある機関、はっきり言いますと、農業委員会の委員であって、その農業委員という立場の中で知り得た情報を、例えば百条委員会、あるいはそのほかの機関にその人がダブルで所属している。そうしたときに、守秘義務違反の課されている、あるいは個人情報を取り扱う委員として、そこで知り得た情報を、他の調査機関、あるいは他の何かのところでそれを利用するということは、いかがなんでしょう。どのように考えればいいのか教えてください。

No.264 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.265 ○市長(石川英明君)

非常に事例とかなんか難しいんですが、もし、そうしたことが漏洩をするようなことがあれば、それはやはり違法性が出てくるというふうに解釈をします。

以上です。

No.266 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.267 ○12番(山盛左千江議員)

個人情報を知り得る立場にある人が、その立場を利用してとか、そこで知り得たものを、ほかのところでその情報を漏らすというのはだめだろうと私も考えておりますが、人の心の中、頭の中というのは見えませんので、別のところで知り得たんだ、あるいは情報公開だとか、いろいろわかりませんが、そうであったときに区別がつかないので、だから今回の百条のときでも問題になっておりましたが、農業委員と百条委員会を兼ねるということは、その方にあらぬ疑いをかけられる可能性があるので、それは避けたほうが無難ではないかと。

「そうした」と言っているわけではなくて、なかなか、ここで知ったのは知らなかったことに

して、ここで初めて調べて知ったんだということは非常にわかりにくいので、そういったことは避けたほうがいいんじゃないかと、あらぬ疑いをかけられるといかがかなということを心配するわけですが、このことについては市長は答えにくいと思いますが、基本的に、ほかの機関で得た情報を別の組織で利用するというのも、同じように両方とも法定委員会的なものであったとしても、守秘義務を逸脱したということになりかねないという、そういう解釈でよかったかどうか、すみません、お願いをいたします。

No.268 ○議長(安井 明議員)

簡潔に答弁を願います。

石川市長。

No.269 ○市長(石川英明君)

非常に簡潔に言って難しいんですが、我々は、法にのっとりですね、やはり言動、行動、発言というのを、慎むべきときは慎むということになるので、そこをきちっと守るしかないというふうに思っています。

非常に、先ほどの部分についてはお答えがしにくいというふうに思っています。

以上です。

No.270 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.271 ○12番(山盛左千江議員)

情報をこれから公開していこうと、市民と一緒に何かを決めようと思うときには、前もって前もって提示するので、その辺をうまく立ち回っていただきたいと思います。

No.272 ○議長(安井 明議員)

以上で、12番 山盛左千江議員の代表質問を終わります。

ただいまの代表質問に関連する質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.273 ○11番(早川直彦議員)

え一つですね、山盛議員の質問した公共施設の長寿命化に関連して、ちょっと質問をさせていただきます。

これは、計画を立てることも当然、必要なんですが、当然、財源が必要となります。

なかなか、その財源を出そうとしても、急に出るものではないですので、例えばその基金

を創設するなりとか、逆に今度は、市債ですね、市債のあり方、今後の。

今でいうと市債が 218 億 9,000 万、5億 2,000 万円ほど前年より減ったと。しかしながら、その大型の長寿命化の工事をするに当たって、やっぱり、どうしても借金を増やさなきゃいけない場合があるかもしれないですが、その辺の中長期的な考え方。

あと臨時財政対策債が、前年よりも 4,000 万円ほど増えて9億円になっていると思うんですが、その臨時財政対策債ですね、国の交付税のその措置ですね。

基準財政需要額の中に入っているといえども、これも借金には間違いないので、臨財債を借りて臨財債を返すという状況なんですけど、先ほど山盛議員の中で、できるだけ市債を減らすような努力をしているとか、今は大きな事業がなくていいんですが、今後、大きな長寿命化計画があった場合の、その中長期的な考え方について、まず1つ聞きたいことと、もう1点です。

市長のマニフェストに書かれている暮らしやすいまちですね、高齢者福祉の地域ケアの推進係というのを設置すると思います。その具体的なものというのを、聞かせていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

No.274 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.275 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

市債のあり方と臨財債、どうするのだというようなお話です。

先ほどもお答えしたんですが、まだ幾らの規模になるのかはっきりしてないんですが、安全・安心に関する施設については、やらなければならないというようなことでありますので、そういった結論が出れば、当然、市債を、起債を発行してでもやらないといけないという、そういう考え方があります。

以上です。

No.276 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

神谷参事。

No.277 ○参事(神谷巳代志君)

地域ケア推進係の役割でございますが、もう既に始まっております在宅医療ネットワーク、これを拡大をさせまして、医療、それから介護、看護、各関係機関が連携をいたしまして、高齢者の在宅生活を支援していくものでございます。

終わります。

No.278 ○議長(安井 明議員)

ほかにごいませんか。

これにて、12番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後2時34分休憩

午後2時44分再開

No.279 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 一色美智子議員、登壇にて質問願います。

No.280 ○9番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、公明党市議団を代表いたしまして代表質問を始めさせていただきます。

1項目、平成 25 年度予算編成について。

今、日本の政治が、まるで雪解けの季節を迎えたように、一気呵成にダイナミックに動き出しております。

昨年暮れの衆院選における再びの政権交代で誕生した第2次安倍内閣は、成長による富の創出を掲げ、命を守る公共事業を拡充し、先進的な研究開発や地域経済を支える中小企業向け予算に重点配分し、景気浮揚、デフレの脱却、成長力底上げという3つの目標を掲げ、景気の本格回復につなげ、日本復興、日本再生に向けたシナリオが、スピードアップされております。

具体的には、国の来年度予算案では、一般会計総額 92 兆 6,115 億円で、13 兆を超える大型補正予算案と一体的な 15 カ月予算と位置づけ、日本経済の再生への切れ目のない対策を実行する一方で、東日本大震災からの復興、防災・減災対策の重点化などが図られております。

税金の収入は、国の借金であります新規国債の発行額よりも約 2,000 億円上回りました。税収が国債発行額より少ないという逆転現象は、4年ぶりに解消されました。

こうした国の動きの中で、本市の予算が組まれました。再生シナリオはいかがなものなのか、以下伺います。

1番、新年度予算編成に当たっての、基本的な考え方について伺います。

2番、来年度の財政見通しについて、24 年度税制改正の影響と 25 年度税制改正による

本市の財政への影響について伺います。

3番、製造業を中心に、地域経済は大きく落ち込んでおります。本市の地域経済への影響と、新年度税収の見通しについて伺います。

4番、財源確保と歳出抑制、財政的課題と取り組みについて伺います。

2項目、小中学校、保育園の非構造部材の耐震化対策について。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生をいたしました。柱や梁などの構造体の被害だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できない例や、児童生徒がけがをしたなどが発生をいたしております。

学校施設は、子どもの学習、生活の場であるとともに、発災時において地域の応急避難所となります。児童生徒だけでなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりで、その安全性の確保、防災機能の強化は、待ったなしの課題であります。

以下、質問をいたします。

1番、本市の小中学校の屋内運動場の天井等について、耐震点検の結果、対策が必要とされた学校と、対策について伺います。

オリンピックが東京で開催されたのは1964年、当時日本は、高度経済成長期にあつて、各自治体でも公共投資が盛んに行われました。

あれからほぼ半世紀が経過し、整備されたインフラや、保有する多くの公共施設は老朽化し、その対策が全国的に課題となっております。

中でも特に、市区町村が所有、管理する公共施設の約4割を占める学校施設の老朽化が今、深刻な問題となっております。

これらの施設は、特に昭和40年代から50年代にかけて、児童生徒急増期に一斉に整備されているものが多く、建築後、25年以上が経過した建物は、全体の約7割を占めていると言われております。

昨年4月、文部科学省は、学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議のもとに、老朽化対策検討特別部会を設置し、老朽化した学校施設の再生整備のあり方や推進、方策等についての検討を進め、8月30日「(仮称)学校施設老朽化対策ビジョン中間取りまとめ」を取りまとめました。

この中間取りまとめでは、従来のように、施設整備にふぐあいがあった際に保全を行う事後保全型の管理から、計画的に施設整備の点検、修繕等を行い、ふぐあいを未然に防止する予防保全型の管理へと転換を目指すことを求めています。

さらに、予防保全型の管理で長寿命化を図ることにより、全国の公立小中学校の学校施設整備に今後、30年間で約38兆円がかかるところを、約30兆円まで圧縮できると試算をしております。

子どもたちのさらなる教育環境の向上、地域の防災拠点としての安全性を高めるためにも、老朽化対策の積極的な取り組みが必要であります。

2番、本市の小中学校施設で、建築後25年以上経過している施設はどのぐらいありますか、現状と今後の対策について伺います。

3番、保育園についても伺います。

3項目、公明党の予算要望より伺います。

1番、健康で安心して住めるまちづくり。

①環境体験学習コーディネーターの配置について。

環境や自然などをテーマとして、学校での教科学習や総合的な学習の時間に、体験学習等を取り入れた授業を行ってはとありますが、当局の考えをお聞かせください。

②ユニバーサルデザインのまちづくり、生活空間づくりの推進について。

③障がい者福祉の充実について。

相談・支援体制の充実。

④高齢者に聴力検診の実施について。

高齢社会は、難聴者の多い社会でもあります。年をとることに伴う聴力の低下は、高音部から始まり、聴力が急速に低下するのは50歳を過ぎたころからで、会話の音域である中音部にまで聴力低下が及ぶと、生活の中でいろいろな不便や障害が生じてまいります。

聴力低下がさらに進むと、人との会話に入れなくなるため、職場や地域、家庭などで孤立してしまい、その結果、部屋にひきこもり、認知症や寝たきりなどを招きやすく、また外出しても駅などのアナウンスがわからない、鳥の鳴き声が聞こえないなどといったことが重なると、怒りっぽくなってストレスがたまり、生活への自信を喪失することになります。

誰もが聞こえるとの前提でつくられてきた社会の中で、耳からの情報が明確に届かぬことは、孤独に陥り、社会に参加して輝いて生きる道を閉ざされるもので、早急な対策が求められておりますが、難聴者に対する取り組みは余り進んでおりませんのが現状であります。

本市では、集団検診はやっておりませんので、高齢者の聴力検診の実施について伺います。

⑤幼児教育の無償化について。

公明党では、2006年9月に幼児教育の無償化を提言いたしました。

昨年12月の衆院選を受け、自民党と連立政権を発足させるに当たり、公明党は、幼児教育の無償化の実現を主張いたしました。

その結果、合意書に「幼児教育無償化を財源の確保をしながら進める」との一文が盛り込まれました。幼児教育の無償化が、実現に向け動き出しました。

子育て家庭への調査では、理想の子どもの数を持たない理由として、20～30代の母親の8割が、子育てや教育にお金がかかり過ぎることを上げております。

さらに、少子化対策として望む政策を聞いたところ、67.7%の人が、幼稚園等の軽減と答えております。

海外では、フランスや北欧で、公立を中心に幼稚園が整備され、幼児教育が無償化されております。

諸外国でも、イギリスやフランス、韓国などで無償化の取り組みを進めている国が増えております。

これに対して、日本の公的支援は立ち遅れています。経済協力開発機構諸国と比較すると、就学前教育費の公費負担割合は44.3%で、最低レベルにあります。

小学校就学前の幼稚園や保育所などの幼児教育無償化は、少子化対策の観点からも、効果は大きいです。本市の取り組みについて伺います。

⑥3月3日ひな祭りを中心に、3月8日国際女性の日まで8日間を、女性の健康週間と定めていますが、本市のがん検診及び健康診断の受診率アップの促進と、検診回数拡大について伺います。

⑦赤ちゃん駅のさらなる設置について。

⑧不育症治療に対する助成金について。

全国の年間出産数は約106万人で、流産する確率は一般的に15%と言われております。年間19万件近い流産が発生していることとなります。

2010年に厚生労働省がまとめた調査によりますと、妊娠経験がある人で、流産したことのある人は38%にも達しています。2回以上流産し、不育症と見られる方は約4.2%でした。

この調査では、不育症患者の発症数は毎年約3万組で、全国で約140万人の患者がいると推計されています。

流産の9割を占める妊娠初期の流産の多くが、胎児の染色体異常と見られています。ほかには、胎盤の血液が固まって流れにくくなる抗リン脂質抗体症候群、夫婦の染色体異常、赤ちゃんが育ちにくい子宮の形態異常、ホルモンや免疫に影響する甲状腺機能異常、母体の糖尿病などが原因と考えられております。

不育症は、治療をすれば9割近くが出産可能と言われております。2013年度には19自治体、昨年には45以上の自治体が助成を実施しております。これは、一昨年に比べ5倍の数に当たります。

今後も、不育症治療に助成をしていく自治体が増えていくと考えられますが、本市ではどのようにされますか、伺います。

⑨うつ病対策、ひきこもり家族相談支援体制の充実について。

⑩救急医療情報キットについて。

現在、万一の備えに、65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、民生委員を通し配られ、大変に喜ばれております。

この救急医療情報キットですが、高齢者世帯、障がい者の方、または希望の方に配布してはと考えますが、どうでしょうか。

また救急医療情報シート、現在、これに名前やかかりつけ医、緊急連絡先などを記入し

て、ボトルに入れて冷蔵庫に保管をしておりますが、この用紙を広報の中に掲載し、またホームページからダウンロードができるようにして、入れ物は各自で用意をしてもらい、全世帯にこの用紙を配布してはとありますが、考えをお聞かせください。

⑪ヒブ予防ワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種助成の今後について。

⑫子宮頸がん予防ワクチンを中学3年での集団接種について伺います。

⑬5歳児健診の実施について。

⑭自殺者対策について。

この3月は、自殺対策強化月間であります。我が国における自殺者数は、平成10年以降、連続して3万人を超え、その数は交通事故死者数の6倍以上となっております。

また、死に至らないまでも、自殺行為に及んだり、そのおそれがある人は相当数になると推測されております。大変憂慮すべき状況にあります。

こうしたことから、各自治体において、悩みや問題を抱えたお一人お一人の心に届くよう、当事者本意の施策の推進に力を入れてきております。本市でも、いろいろな形で行われると思いますが、その取り組みについて伺います。

⑮小中学校、保育園へミストシャワーの設置について。

⑯小中学校の安全教育のさらなる強化。自転車運転免許証の交付について伺います。
2番、豊かな人間性を培うまちづくり。

①児童虐待防止対策の充実について。

②安心・安全な学校教育環境について。

いじめ対策の充実、体罰について。

昨年暮れのいじめ問題に続いて、今度は、教師の体罰が大きな社会問題となっております。

学校現場で子どもを死へと追いやる舞台となってしまっているのは残念でなりません。

文部科学省の調べでは、全国の公立小中学校や特別支援学校で、2011年度に体罰を理由に処分された教職員は404人に上るとされております。その3割程度が、部活動絡みだということです。

最近、10年間を見ても、400人前後で推移をされていて、大きくは減っていません。

問題なのは、大阪の高校バスケット部の体罰情報では、11年9月に市の公益通報窓口を介して、市教育委員に体罰が日常化していることが寄せられていたにもかかわらず、高校は、顧問の否定的な言い分をうのみにして、体罰はなかったと結論づけていたことです。

また、自殺前日の練習試合では、副顧問ら教員2人が近くで顧問の体罰を目撃していたのに、2人とも、恩師であり、上位である顧問に異論を挟めなかったということです。これでは、体罰情報が闇から闇へ葬られていたと言うほかはありません。

文科省の統計にあらわれない水面下の体罰は、想像以上に多発しているのではないで

しょうか。いじめと同様に、徹底した実態調査が必要です。

体罰を、情熱や熱血とすりかえ、教育を放棄してはならない。大阪の男子高校生の死を無駄にしてはならないという思いで、伺います。

③小中学校の文化活動に、芸術家の派遣について。

本物の芸術文化に触れる教育の拡充について伺います。

④小中学生に消費者教育の副読本を作成して講座の実施について伺います。

⑤不登校、LD児対策、教職員研修のさらなる強化について。

⑥小中学校職員のアレルギー疾患に対する研修の実施について。

アレルギー症患者への対応は、正しい知識と理解がなければ、命にかかわる重篤な状態に至る場合があります。教育現場での理解を進めるため、ガイドラインが作成をされて配布をされておりますが、教職員がエピペンで打てる等の研修の実施について伺います。

⑦図書館、小中学校も含み、蔵書の拡充について伺います。

⑧原付自転車のご当地ナンバープレートの導入について伺います。

昨今、市町村で発行できる原動機付自転車、いわゆる原付バイクのナンバープレートを、各市町村が独自のデザインに変更をしてご当地ナンバーとして作成をし、地域のPRにつなげ、まちおこしや観光振興、知名度アップ、ふるさと意識などの向上のために活用している事例が、全国に数多く見られます。

平成19年7月に、愛媛県松山市が最初であると聞いております。

愛知県内でも、豊橋市が、手筒花火を上げる市のマスコット、トヨッキー、知立市は、市の木でありますカキツバタ、大府市では、市のイメージキャラクターのおぶちゃんなどが、デザインプレートとして交付をしていると伺っております。

豊明市のイメージキャラクターは、よしもとくん、のぶながくん、市の花はひまわりであります。特によしもとくん、のぶながくんは、子どもたちにも大人気であります。市民どなたにも愛されているキャラクターだと思います。ひまわりも同じであると思います。

本市においても、地域振興、知名度アップ、市をアピールする観点から、豊明市のイメージに合ったデザインプレートの作成についてお伺いをいたします。

⑨団塊世代の生きがい対策について。

3番、生活環境と生命を守るために。

2年目の3・11を迎えます。

①実践に即した防災訓練について。

②防災講座のさらなる充実について。

③備蓄品のさらなる強化について。

④避難道路の安全確保と誘導標識、道路標識等の設置について。

4番、その他。

①市民サービスの向上を図るため、職員研修の充実について。

②広告収入の推進、拡大について。

③公会計、複式簿記の導入について。

4項目、認知症対策について。

高齢化が加速する中で、認知症が急増しています。認知症の高齢者は、全国で200万人を超え、2030年には353万人に増大することが予想されております。

このため厚生労働省は、初期対応と早期診断を柱とした新たな認知症対策をまとめ、昨年6月に発表をいたしました。

その柱の1つは、認知症の発症初期から専門職による支援チームが高齢者宅を訪問し、初期症状を把握することです。

認知症は、早期に治療すれば改善の可能性が高いとされることから、早い段階からかわることで症状の悪化を予防し、長期入院を防ごうという考えです。

また、認知症は環境の変化にも弱いことから、住み慣れた地域で過ごすことで、症状の安定化も期待でき、自宅で安心して暮らし続けられる社会を目指すことも重要であります。

こうした背景から厚生労働省は、来年度からの新たな認知症対策として、認知症を学んだ看護師や保健師、作業療法士などの専門職による初期集中支援チームを創設し、全国の地域包括支援センターなどに順次配置していくというものです。

この支援チームは、かかりつけ医などから情報を得て、認知症の初期段階の高齢者宅を訪ね、必要な在宅ケアの提供や、医療機関、介護サービスなどを紹介するのが目的であります。

もう一つの柱が、地域の治療拠点としての役割を担う地域型認知症疾患医療センターの整備です。専門的な診断ができる診療所や、中小病院を指定して、5年間で全国に300カ所を目標に整備するとしております。

ただ、介護・医療現場は慢性的な人手不足にあえぐ現状に変わりはなく、新たな認知症対策を担う専門職チームを創設するとしておりますが、人材をどう養成し、確保していくのかが大きな課題とも言えます。

しかも、受け皿としての施設整備や在宅医療、介護の支援体制の強化が遅れているのも、紛れもない事実であります。

認知症のお年寄りが、家庭的な環境の中で介護職員と共同生活を送る認知症高齢者グループホームの整備について、政府は2025年には、現在の17万人分から37万人分までにまで拡大する必要があると試算をしています。その達成も急ぐべきです。

さらに、24時間・365日の定期巡回、随時対応サービスの大幅拡充も、待ったなしの課題です。

新認知症対策がかけ声だけの対策であってはなりません。国は、具体的な目標や対策を明確に打ち出し、実現に粘り強く取り組むべきであり、こうした動きに呼応して、それを担う自治体の具体的な対応が求められております。

高齢化の中で、増え続ける認知症への取り組みについて伺います。

- 1、本市の認知症高齢者の実態と、今後の推移について伺います。
 - 2、本市の認知症予防の取り組み、認知症サポートの施策について伺います。
 - 3、認知症高齢者支援のためのグループホーム、デイサービスの進捗状況について伺います。
 - 4、地域包括支援センターと連携した専門チームによる訪問活動について伺います。
 - 5、地域で身近な認知症治療拠点について伺います。
- 以上、壇上での質問を終わります。

No.281 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.282 ○市長(石川英明君)

公明党の一色議員の代表質問に対して、お答えをいたしたいと思えます。

非常に多岐にわたってご質問いただいております。私のほうからは、平成 25 年度の予算編成の基本的な考えを述べさせていただき、各項目につきましては、部長のほうからお答えをいたしたいというふうに思えます。

施政方針でも私は、25 年度の予算の考え方を述べさせていただきました。私は就任以来、市民の皆さんが、人が尊ばれる社会の構築ということを、いつもたい上げてきました。

また、生活の痛みや苦しみを行政がきちっと受けとめ、それをきちっと政策に立案をする。

さらに言いかえるなら、豊明の目標は、今まではただの寝に帰るベッドタウンということを書いておりましたが、成熟した住宅都市を目指すということでもあります。

そのために私自身は、基本的に6つの柱を組み立てをしました。

市民負担の軽減、また暮らしやすいまちへ、さらには市民参画と人づくり、そしてそのための政策を推進するために財源をつくる、さらにお役所の体質を変えていく、そしてもう一つは議会改革であろうというふうに思っております。

こうした方向性を位置づけながら、いかに成熟した住宅都市を描ききっていくかということが、私の任務だというふうに思うし、今年度の予算についても、その辺の考えをきちっと位置づけた予算編成をしてきたつもりであります。

特に 24 年は 40 周年でもありました。そのためのテーマを、「豊明のいいところ再発見」と、そして「創造」と位置づけました。

また加えるなら、新しい公共、市民自治推進のための元年にするということでも取り組みをしてきて、この1年、この2年余り、行政運営をしてきて、豊明の多くの潜在能力、ポテンシ

ヤルをやはり感じ取った1年でありました。

このことを、さらにこの政策の中で具体的に立案をし創造する。つまりは、市民協働で行っていく予算として位置づけております。

そのために大きな柱として、防災と安全・安心の力、そして子育てと教育環境の力、そして市民協働の力、さらに加えて、次世代に向けたまちづくりの力ということで位置づけてきました。

公明党が今回、予算要望等、また今回の質問にもうたっておられます福祉、さらには防災、減災、そして市民生活の環境整備ということ、色濃く反映をした予算編成にいたしましたつもりであります。

以下につきましては、各部長から簡潔にお答えをさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

No.283 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.284 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部所管のものから、ご質問について順次お答えをいたしたいと思っております。

まず、平成 25 年度の予算編成についての2番目の問い、来年度の財政見通しについてということで、24 年度の税制改正の影響と、25 年度税制改正による本市の財政への影響ということでございます。

平成 25 年4月1日からのたばこ 1,000 本当たり 644 円が県から税源の移譲がされることにより、本年度のたばこ税が4億 1,694 万 8,000 円、本年度というのは 25 年度です。前年度比 9,174 万 2,000 円の増であります。

プラスの要因は、5,000 万円が税源の移譲分、4,000 万円が本数の増加分でございます。

また、固定資産税の関係で申し上げますと、日本郵便株式会社が所有いたします土地家屋に係る課税標準の特例率が 0.5 から 0.6 に引き上げられました。ただし、予算に反映する額ではございません。約 40 万円程度になると思っております。

4番目のお問い合わせ、財源確保と歳出抑制、財政問題の取り組みということでお答えを申し上げます。

緩やかな景気回復を見込みまして、法人市民税は 8,903 万 9,000 円増の5億 2,761 万 9,000 円、固定資産税は、大規模な中京競馬場のリニューアルを増額要因といたしまして、1億 293 万 9,000 円増の 39 億 308 万 2,000 円を予算計上いたしております。

しかしながら、心身障がい児の方々への各給付費、諸手当等の扶助費の増加や、医療費や介護給付費の高騰に対する各特別会計への繰出金の増加が顕著でございます。

また、庁舎や福祉体育館などの耐震補強工事など、整備事業を始め多種多様な行政需要が高まってきております。

その状況下で、事業選択において的確に優先順位を定め、最小の経費で最大の効果を上げるべく、財政運営を図っていかねばなりません。

財源確保といたしましては、事業を実施する上で、積極的に国や県からの補助金の獲得に努めていくところでございます。

このたびは、平成25年度事業を国の大型補正予算の事業として採択に努力いたし、平成24年度予算に前倒しを行った投資的経費が、総額で2億7,000万円ほどございます。

歳出の抑制は、経常経費の削減でございます。経常経費の最たる需用費は、昨年度に比べ増加させることなく、マイナス183万9,000円といたしました。

また、使用料及び賃借料は、昨年度に比べ4,589万1,000円の減額といたし、うち電算関係借上料は3,079万4,000円のマイナスとなっております。長期により5年間リース契約完了後、無償譲渡を受けたり、再リースに努めている結果でございます。

例を申し上げますと、情報システム課所管の電算関係借上料が前年度より781万4,000円減額となっております。

財政課題の取り組みといたしましては、起債と基金を考え合わせております。借入額を最小限にして財政運営を図りたいと思っております。

このたび、25年度に交付予定でございます元気臨時交付金を活用し、当初に借入予定の起債を回避する予定でございます。

また、公共施設の老朽化に伴う修繕に対応するための基金の積み立ても、大きな財源課題と認識しております。

以上、健全財政への一層の取り組みに努力してまいりたいと思っております。

続きまして、公明党さんの予算要望ということから回答をいたしたいと思っております。

4番目のその他の①市民サービスの向上を図るため、職員研修の充実についてでございます。

本市では、住民満足度の向上及びコミュニケーションスキルの向上を目指したCS研修、接遇研修などを、長期的、継続的に実施しております。

また、時代の要請にかなった研修を実施できるよう、毎年研修計画を策定し、実施しているところでございます。

今後も、時代のニーズを把握しながら、さらなる市民サービスの向上につながるような研修が、実施できるようにしていきたいというふうに考えております。

具体的には、総合計画の策定にあわせ、市民の皆さんとの協働が推進できるよう、職員が住民の中に入り、ファシリテートができるようなものも取り入れていきたいというふうに考えております。

続きまして、その他の②広告収入の推進、拡大についてでございます。

地方公共団体が事業を推進する上で、財源を確保することは必要不可欠なことござい

ます。

また、有料広告を出してもらうことは、行政と広告主との新たなパートナーシップが生まれるという相乗効果が発生するという側面もございます。

平成23年決算では、広報紙の有料広告とホームページバナー広告を合わせて250万円の広告収入がございましたが、さらに25年の4月からは、職員の給料明細書に有料広告を掲載するなどの新たな試みも始まります。

また、1階の水槽の広告の継続をするとともに、公用車にも広告を掲載する予定であり、さらに、業者の広告を掲載するかわりに、業者の負担により新規に市民課前に大型の番号案内機器、情報コーナーに電子案内機器、玄関に案内機器、東館エレベーターの前に案内板などを設置する予定となっております。

図書館の雑誌についても、業者の広告を入れるかわりに雑誌を購入してもらうよう、現在、業者を募集中、まあ探しているところでございます。

また、税務課等が発送に利用する封筒に広告掲載できないか、現在、検討をしております。

新たな財源を少しでも多く確保すべく、このような取り組みをしているところでございます。

そして、その他の③公会計、複式簿記についてでございます。

平成19年10月の総務省自治財政局長の通知として、公会計の整備促進についてが指針として示されました。

これは、これまでの現金主義、単式簿記の官庁会計に、発生主義、複式簿記方式の考え方を導入することによって、財務諸表を作成し、公表していく公会計制度の改革の方向性でございます。

本市におきましても、国の新地方公会計制度研究会報告書で示されました、普通会計ベース及び連結ベースの財務書類、すなわち貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を、総務省改革モデル基準に従いまして、平成24年度決算から作成してまいりました。

公会計の意図は3点ございまして、透明性の向上、説明責任の履行、マネジメント力の向上、資産、債務の適正な管理でございます。

豊明市ホームページ財政課のページに、新地方会計に基づく財務書類の決算財務書類として、平成20年度決算から平成22年度のものまでが掲載してございます。

平成23年度決算を3月のホームページに、4月に広報へ掲載を予定しております。

ガバナンスの強化と組織の体系的な行財政マネジメント機能の強化のためにも、理解力、分析能力を高め、一層の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

横山経済建設部長。

No.286 ○経済建設部長(横山孝三君)

経済建設部からは、3点についてご答弁申し上げます。

まず1点目ですが、平成25年度予算編成のうちの3、本市の地域経済への影響についてでございます。

地域経済状況を判断する資料といたしまして、工業統計及び商業統計がございますが、経済に大きく影響を及ぼしたサブプライムローンに起因する世界的金融危機の影響により、不況から脱却しつつあるところ、東日本大震災の影響により、企業を取り巻く情勢は厳しい状況でございます。

直近の統計等、調査は行われておりませんので、市内商工業者の実情に精通しておられる商工会に確認しましたところ、製造業は、中国等の影響により、いまだ厳しい状況がありますが、建設業については、一部職種で上昇機運が見られているとのことでございますが、厳しい状況に変わりがないとのことございました。

次に、公明党の予算要望のうち、1、健康で安心して住めるまちづくりの②ユニバーサルデザインのまちづくり、生活環境づくりの推進についてでございます。

豊明市総合計画の中で、ユニバーサルデザインのまちづくりを目標に掲げております。

その施策の1つとして、高齢者、障がい者住宅の普及も促すこととしており、現在のところ、当市では大きな施策の実施はございませんが、平成6年に愛知県で、人にやさしい街づくりの推進に関する条例が施行されまして、不特定多数の人々が入り出す建築物の新築、改修などの折には、高齢者、障がい者などが利用しやすい配慮をするために、さまざまな基準が設けられております。

建築確認申請時、完了検査時に県が指導しておりまして、適切な建物に対しては合格証を交付し、普及に努めております。

今後とも、障がい者や高齢者なども安心して生活ができるよう、関係機関にも働きかけていきたいと考えております。

また、市の公共施設の建築や改築の際には、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方によりまして、施行してまいりたいと考えております。

次に、公明党の予算要望のうち2、豊かな人間性を培うまちづくりの⑧原付自転車のご当地ナンバープレートの導入についてでございます。

これにつきましては以前、毛受議員からも、地域活性、動く観光PR、原付ご当地ナンバープレートのご提案をいただいております。

近隣市町等への宣伝効果を研究していきたい旨の回答をさせていただいております。

宣伝効果につきましては現在、全国で導入済みの地区町村は179となっておりますことから、一定の宣伝効果はございます。

図柄にまちのシンボルやキャラクター、産業、文化、自然、歴史などをあしらったプレラー

トでございます。これを市民がつけていただくことによりまして、知名度が増した、観光客が増えた、特産物の販売が増えたなどの効果が報告されております。

近隣では、議員が先ほどご紹介になった市のほかに、豊橋市、四日市市、関市などが導入されておりますが、犬山市が25年3月1日に交付を開始されますので、この犬山市民の皆さんの反響の状況なども注視して、費用対効果も含め研究してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.287 ○議長(安井 明議員)

神谷参事。

No.288 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、市民生活部、健康福祉部所管分につきまして、順次ご答弁を申し上げます。

まず、平成25年度予算編成についてのうち、新年度の税収の見通しにつきましてお答えをいたします。

市税全体につきましては、当初予算における対前年度比較で2億2,800万円余、率にして2.4%の増となる96億660万円余を計上いたしました。

このうち個人住民税は、勤労者数の減少を見込み、前年度比1.4%減の40億5,900万円余を計上いたしております。

また、法人市民税は、市内の主要な企業の業績回復基調を考慮いたしまして、前年度比20.3%増の5億2,760万円といたしました。

固定資産税にあっては、競馬場施設の大改修完了などの効果により、前年度比2.7%増の39億900万円余を見込んでおります。

たばこ税につきましては、県からの税源移譲などにより、前年度比28.2%増の4億1,690万円余といたしました。

以上、市税全体で対前年度比2.4%の増と見込んでおります。

続きまして、保育園の非構造部材の耐震化対策についてお答えをいたします。

今議会の平成24年度補正予算で、保育園10園とどんぐり学園の非構造部材の耐震化計画の策定を、予算計上させていただいたところでございます。

お認めいただければ、平成25年度に予算を繰り越しいたしまして実施をする予定であります。その結果に基づき、耐震化を進めてまいりたいと考えております。

次に、建築後25年以上経過している施設の現状と、今後の対策についてでございますが、市内にある公立の保育園は、全て25年を経過したものばかりでございます。

平成25年度に、栄保育園と南部保育園の二次診断を行う予算を計上させていただいております。残りの8園は、もう既に耐震改修工事を終えており、この2園につきましても、診

断の結果、必要であれば工事を行う予定をいたしております。

続きまして、予算要望より順次お答えをいたします。

まず、障がい者福祉の充実についてお答えをいたします。

平成 22 年度にオープンをいたしました障がい者相談支援センターフィットは、相談支援の拠点として周知がされ、その機能を発揮しているところであります。

さらに 25 年度には、基幹相談支援センターとして位置づけ、スタッフも全員、精神保健福祉士や社会福祉士の国家資格を持つ者とし、相談支援の機能強化を図ってまいりたいと考えております。

また、相談支援体制の強化の一環として、24 年度から 26 年度にかけまして、障がい者の福祉サービスを利用する人全員の利用計画、ケアプランを立てる計画相談支援の導入が義務づけられました。

今後、この計画相談支援の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、平成 24 年 10 月に、障がい者虐待防止法が施行され、市民への周知や体制整備に取り組んでいるところでございます。

また、平成 25 年 4 月からは、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、新たに難病患者が対象に加わります。

今後、精神障がい者を中心に、障がい者数の増加とニーズの多様化が推測されますが、関係機関と連携を図りながら、さらなる障がい者福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者の聴力検査についてお答えをいたします。

高齢者の健診につきましては、75 歳以上の方は後期高齢者医療、まあ広域連合から各市町が委託を受け、実施をいたすものでございますが、本市においては、はつらつ健診といたしまして実施をいたしております。

はつらつ健診は、平成 20 年から始まった健診で、生活習慣病を早期に発見し、早期治療をすることを目的にしております。

検査項目につきましても、生活習慣病に関する項目に限られており、血圧測定、尿検査、血液検査などが項目となり、生活習慣病に関連する検査項目以外の追加は現在、難しい状況でございます。

また、健診は市内の病院で受診する医療機関方式を実施しております、病院には聴力検査の設備を持っているところは少ないため、健診に加えることは難しいと考えております。

この加齢による難聴は、老人性難聴とも呼ばれ、難聴になったことにより、社会参加ができなくなったり、家庭内でも孤立してしまうことが考えられます。

周囲の方が注意深く見守っていただきまして、異常に気づいた場合は、かかりつけ医に受診していただき、必要があれば専門医で受診をされることをお勧めいたしたいと考えております。

続きまして、幼児教育の無償化についてお答えをいたします。

政府は、3歳から5歳児の幼児教育の無償化に向けて協議会を設置することを決めました。これは、子育て世帯の負担軽減のために、幼稚園と保育園と認定子ども園の自己負担を無料にするというものでございます。

ただし、この実現のためには、巨額の財源が必要となるため、財源の確保が課題となっているようであります。

今後、早ければ平成 27 年度から始まります、新たな子ども・子育て支援とあわせて、国の動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

続きまして、がん検診及び健康診断の受診率アップの促進と検診回数の拡大についてお答えをいたします。

現在、豊明市では、がん検診といたしまして胃、大腸、肺、そして乳がん、子宮がん、前立腺がんを行っており、健診としまして妊婦健診、乳幼児健診は3カ月、1歳6カ月、2歳3カ月、3歳の健診、さらには、はつらつ健診、35 歳から 39 歳健診、成人健診等を行っております。

そのほかに、節目歯科検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検査などを行っております。

各検診の受診率につきましては、旧愛知郡で比較いたしますと、多くの検診で長久手市が高い受診率を示しており、日進市と豊明市が2位、3位を分け合っており、4位に東郷町、そんな順となっております。

本市におきましては、広報やホームページで普及啓発に努めておりますが、さらに健康づくり教室や出前講座など、さまざまな機会を捉えてPRに努めてまいりたいと考えております。

また、特定健診やはつらつ健診では、勧奨用の封筒に工夫を凝らしたり、未受診者への再勧奨やがん検診の案内も同封するなどしております。

また、健診回数の拡大につきましては、保健センターや文化会館で行う集団方式では、平日だけではなく土・日も開催をしており、病院で行う医療機関方式では、6月から12月まで開催をし、受診機会の拡大に努めておるところでございます。

続きまして、赤ちゃん駅のさらなる設置についてお答えをいたします。

乳幼児を連れた方が、外出時におむつがえ、授乳などのために気軽に立ち寄ることができる赤ちゃん駅を、平成 23 年 10 月1日から設置をいたしております。

現在、市役所本庁、保健センター、図書館、児童館等 18 の公共施設と、豊明団地自治会、パルネスコープあいちとよあけ店、ピアゴ豊明店等、5つの民間施設に設置をいたしております。

利用できる施設には、赤ちゃん駅ステッカーを貼り、利用者への目印としております。

また、子育て家庭には、保健センターや子育て支援センターでパンフレットを配布しており、さらに市のホームページにも掲載し、PRをいたしております。

23年当時に設置をお願いした際、施設のスペースの関係で設置できなかった施設もありますので、再度そういった施設に設置を呼びかけるとともに、今後もより多くの方に利用していただけるように、PRに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、不育症治療に対する助成金についてお答えをいたします。

豊明市では、不妊に悩む夫婦に対し、一般不妊治療に対する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実を図ることを目的に、平成19年度から助成を実施しております。

しかしながら、不育治療に対する助成は行っておりません。

不育症は、妊娠しても流産、死産を繰り返す病気のことをいまして、厚生省によりますと、原因はそれぞれですが、検査と治療を行えば、85%もの不育症患者が出産できるとしております。

しかしながら、検査、治療は保険適用以外のものも多く、高額な医療費がかかります。子どもを望むご夫婦の経済負担を軽減するため、治療費の負担をすることの重要性につきましては、十分認識をいたしております。

平成25年度より、東郷町が助成を開始されるそうですので、その状況なども見据えながら、今後研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、本市におけるうつ病対策、自殺対策についてお答えをいたします。

予防的な取り組みといたしましては、毎年9月の自殺予防月間にあわせて、出勤時間に前後駅前です自殺予防街頭キャンペーンを、保健所、民生委員と職員で実施をいたしております。

また、うつ病を中心に、毎年精神障がい者数は増加の一途をたどっておりますが、障がい者相談支援センターフィットが受ける相談者数も、4割近くが精神障がい者という実態であります。

障がい者相談支援センターフィットは、25年度から基幹型という位置づけとなることから、関係機関とも連携を図りながら、さらに障がい者の在宅生活や就労支援等を充実してまいりたいと考えております。

続きまして、ひきこもり家族支援体制の充実につきましてお答えをいたします。

ひきこもり対策事業は、愛知県の事業として各保健所で実施をいたしておりますが、瀬戸保健所では、毎週金曜日にひきこもり相談を開催しております。

また、ひきこもり家族教室を年5回開催し、さらに、ひきこもりの問題を抱える家族会のひきこもり家族サロンを、偶数月の第1月曜日に開催をいたしております。

当市におきましても、精神科医師の相談を年4回開催しており、障がい者相談支援センターフィットでも相談を受け付けております。

より専門性の高い保健所との役割分担をしながら、今後も支援を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、救急医療情報キットについてお答えをいたします。

この救急医療情報キットは、ひとり暮らしの高齢者などが急病になったときなどの緊急時に、迅速な救助活動につなげるため、かかりつけ医、緊急連絡先などが書かれた情報シートを入れておく専用の容器であります。

先ほど議員も申されましたが、本市では、平成 23 年度から市内のひとり暮らし高齢者のために、命のカプセルとして優先的に配布を行ってきました。現在のところ、1,600 本ほどの配布があります。

今後も、ひとり暮らし高齢者を中心に配布をしてまいりたいと考えております。

なお、この命のカプセルにつきましては、一昨日ですが、市内でおひとり暮らしの 82 歳の女性が、体調が悪くなりまして救急隊員が駆けつけたところ、聞き取りができない状態であったため、この命のカプセル内の連絡先に連絡をとり、近郊在住の長女が駆けつけ、大事に至らなかったという事例がございました。

この命のカプセルが大変役立ったという事例でございます。

今後は、先ほど議員からお話ございましたカプセルに入れます救急医療情報シート、これをホームページからダウンロードできるよう整備してまいりたいと考えております。

続きまして、予防ワクチンの接種助成の今後についてお答えをいたします。

本市におきましては、現在、ヒブ予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、無料で実施をいたしております。

国は、この3ワクチンにつきましては、25 年度から予防接種法に基づく定期接種にするために、予防接種法の改正案を今回の通常国会に提出する予定をいたしております。

このことにより、25 年度からは国の助成はなくなりますが、この3ワクチン接種は、子どもの健康を守る上で大変重要でありますので、来年度も無料で実施をまいりたいと考えております。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチンの中学3年生での集団接種の実施についてお答えをいたします。

子宮頸がんは、発がん性のヒトパピローマウイルス、これが大きくかかわっていることから、早い段階での子宮頸がんワクチンの接種が有効とされております。

本市におきましても、感染を防ぐため、ワクチン接種に助成をしておりますが、接種の方法につきましては、病院での個別接種を行っております。

これは、国の予防接種実施要領の中で個別接種を原則としていること。また、接種後に湿疹などの副作用が起こることがあると指摘をされており、接種後に保護者や医療従事者が十分な配慮をする必要があると言われております。これらのことなどから、多くの市町村では、病院における個別接種での実施となっております。

本市におきましても、以上のことから医療機関で実施をまいりたいと考えております。

続きまして、5歳児健診の実施についてでございます。

発達障がい児が増加傾向にあり、5歳児健診を実施している市町村があることは承知を

いたしております。

保健センターでは現在、3カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診のほか、市独自の事業といたしまして2歳3カ月児健診を行っており、発達障がい等の早期発見に努めておるところでございます。

発達障がい児の早期発見には、集団での行動の観察が非常に重要であるとされております。

そこで平成25年度から、保育士と臨床心理士が保育園等を巡回いたしまして、発達障がい児を支援する加配保育士等に助言、指導を行ったり、保護者の相談に応じる等の事業を予定いたしております。予算を計上させていただいております。

当面は、この事業の効果を見きわめてまいりたいと考えております。

続きまして、保育園へのミストシャワーの設置についてお答えをいたします。

保育園では、暑い日は屋外での遊びは極力控えるようにしております。また、夏場はプール遊び等で過ごしております。

また、平成25年度予算で、全保育室に空調機が設置できるよう予算計上いたしております。

ミストシャワーの設置は、現状では必要性は低いと考えます。今後は、研究はしてまいりたいと考えております。

続きまして、児童虐待防止対策の充実についてお答えをいたします。

本市におきましては、児童福祉課が中心となり、小中学校、幼稚園、保育園、児童館、保健センター、保健所、警察等と連携いたしまして、早期の発見、把握に努めております。

児童虐待を発見、把握した後は、愛知県の中央児童障害者相談センターが一時保護等により児童を保護し、あわせてその保護者を面談等により指導をしております。

一時保護終了後も、虐待のおそれなくなるまでは、要保護児童として、各関係機関で見守りを続けてまいります。

その際には毎月、要保護児童対策地域協議会の担当者会議を開き、関係機関の担当者が情報交換を行っております。

いずれにいたしましても、関係機関の当事者だけではなく、子どもにかかわる全ての者が、そうした意識を持つ必要があります。

そのため平成23年度は、小中学校の先生や保育園の園長に、また平成24年度には、民生児童委員に研修を受けていただき、意識啓発を行っております。

また、児童福祉課の要保護児童対策担当といたしまして、平成24年度から専門職である保育士と保健師を配置いたしております。

続きまして、実践に即した防災訓練についてお答えをいたします。

防災訓練は、年次計画を定めまして、現在は平成22年度より4年サイクルで、3小学校区とそれから中学校1カ所でローテーションを組み、実施をいたしております。

小学校での訓練は、近隣の住民の活動を重視した避難所運営訓練を主目的とした訓練メニューを行っております。

中学校区での開催時は、消防、警察、自衛隊、市内各団体など、多くの機関と連携訓練を主眼に実施をいたしております。

今後も、このサイクルを基本に実施をしていく予定であります。

今後は、市民に見ていただく劇場型の訓練ではなく、市民が直接参加して、予測ができない失敗から学ぶような実践的訓練を実施してまいりたいと考えております。

防災講座につきましては、依頼のあった地区、団体に対して行っておりますが、23年度は55件、今年度におきましても51件の依頼があります。

今後も、講座メニューの充実を図って、継続的な実施をしてまいりたいと考えております。

続きまして、備蓄品のさらなる強化についてお答えいたします。

備蓄品の数量につきましては、食料品などについては、国が想定避難者の数に算出されております地震想定を、従来の東海・東南海の連動地震から、南海トラフ沿いの巨大地震への改定を進めているところでございます。

市といたしましても、被害予測調査の見直しを実施しており、備蓄計画につきましても見直しが必要になってまいります。

今後は、業者との協定による流通備蓄を取り入れることも検討してまいりたいと考えております。

次に、避難道路の安全確保と誘導標識、道路標識等の設置についてお答えをいたします。

東日本大震災の際に沿岸部では、津波の襲来により避難する住民が、避難場所を探し右往左往する光景が見られ、沿岸を持つ市町村では、海拔表記や避難方向などを示す標識などの設置を進めております。

しかし本市では、沿岸部より約20キロと、幸いなことに津波による被害はないものと考えております。

また、市域面積も小さいことから、避難場所、避難所については指定をしてまいりますが、避難経路表示については、現在のところ考えておりません。

しかし、地域住民の身近な自主防災組織などの訓練におきましては、避難場所までの経路中の危険な箇所や、ブロック塀転倒などで通行できなくなるおそれのある通路、また自動販売機設置場所などをマップ化することなどを、地元の自主防災会に働きかけをしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、認知症対策についてお答えをいたします。

本市の認知症高齢者の実態と、今後の推移についてお答えをいたします。

議員が申されますように、認知症高齢者は、高齢化の進行に伴い増加が確実視され、今、その対策が急がれているところであります。

本市の認知症高齢者の数でございますが、国と同じ基準で算出をいたしますと、平成 24 年 12 月時点で 1,546 人で 10.4%となっております。

これは、要介護認定において、日常生活自立度Ⅱ以上に判定された高齢者であり、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含んでおりませんので、数字以上に認知症高齢者の方が市内に存在していると認識いたしております。

今後の推移につきましては、国は 2025 年に 65 歳以上の高齢者の 12.8%が認知症高齢者と推計しており、これに本市を当てはめると、2,345 人となるものと推計できます。

続きまして、本市の認知症予防の取り組みと、認知症サポートの施策についてお答えいたします。

認知症予防といたしましては、老人福祉センターで行っております「いきいきサービス」を、デイサービスとして週5回開催をいたしております。

また、NPOへの委託事業として、「大人の学校」を月2回、またJAあいち尾東農協のけやきの会に、市内6会場で月2回のデイサービスを委託いたしております。

また、サポート事業といたしまして、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成に努め、現在、1,795 人が登録をいたしております。

それに加えて、認知症の方が商店や会社、金融機関等に訪れたときに、声かけや手助けをしていただくための取り組みといたしまして、認知症サポート事業所の登録制度を実施しているところでございます。

また、徘徊高齢者の家族支援事業といたしまして、GPS端末機を貸し出し、タクシー会社と連携し位置探索するサービスを実施しております。

加えて今年度より、認知症徘徊高齢者の見守り事業といたしまして、メール配信システムを導入し、認知症高齢者の家族支援を行っております。

続きまして、認知症高齢者支援のためのグループホーム、デイサービスの進捗状況についてでございます。

現在、グループホームは市内3カ所で4ユニット、36 床ございます。いずれも満床となっており、次期計画において整備の必要性を感じております。

また、デイサービスにつきましては、市内に6事業所、近隣市町に 11 事業所がございます。12 月末の時点では、338 名の認知症高齢者の方が利用をされております。

4点目の、地域包括支援センターと連携した専門チームによる訪問活動についてお答えいたします。

現在、本市では、市内を南北2地域に分け、地域包括支援センター業務を委託いたしております。

地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師、または経験のある看護師といった専門職種を配置し、市とも地域包括システム等を通じ緊密に連絡をとり合い、訪問等の活動により、問題解決に取り組んでおります。

また、定期的に地域包括支援センターとの連絡会議を開催し、困難ケースの対処法や

事例研究等を行うことで、問題解決能力の資質の向上に努めておるところでございます。

最後、5点目の地域で身近な認知症治療拠点についてお答えいたします。

認知症に関する専門医療機関としては、隣の大府市に国立長寿医療研究センターという全国的にも有名な医療機関があります。市内にも藤田こころケアセンターがあります。

また身近なところでは、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う認知症サポート医が1軒、また適切な認知症診断の知識、技術、家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を受けたかかりつけ医が6軒ございます。

認知症を患った方や、認知症の疑いのある方が、気軽に相談ができる体制づくりに努めております。

また、市のホームページにも、認知症サポートマップをアップしておりまして、利用機関について掲載をいたしております。

以上で答弁を終わります。

No.289 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.290 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管から、小中学校、保育園の非構造部材の耐震化対策について、まず1点目、本市の小中学校の屋内運動場の天井等の耐震化についてお答えいたします。

災害時等の避難所となります屋内運動場の非構造部材の耐震化は、建物構造体の耐震補強工事にあわせて同時に耐震化を施行しており、既に完了しております。

具体的には、天井材、照明器具等落下防止対策や、窓ガラスは網入りガラスに交換するなどして、飛散防止を講じております。

しかしながら、昭和56年以降、新耐震基準により建設されました沓掛中学校の屋内運動場に限っては、構造体の耐震化工事が不要であったため、非構造部材の耐震化が完了しておらず、平成26年度以降に耐震化を予定しております。

また、屋内運動場以外の校舎、教室における非構造部材の耐震化対策は、本年度、平成24年度、各学校施設を調査し、非構造部材耐震化計画を策定いたしました。

具体的な耐震化計画の内容は、室内では、窓ガラスや廊下、天井材の改修、備品の固定対策、また室外では、外壁材の落下防止対策などが、各学校ごとに集計され、概算費用もあわせて算出しております。

今後における非構造部材の耐震化対策は、豊明市防災会議において市全体の公共施設を対象として、施設の利用状況や改修費用等、これらにより耐震化の優先順位を取りまとめた市全体計画に基づき、小中学校校舎等の耐震化を推進してまいります。

次に、小中学校施設で建築後 25 年以上経過している施設はというご質問でございます。

建築後 25 年以上経過している校舎等の施設は、昭和 63 年以前に建設されたもので、その割合は、全体にして約 84%であります。

これは、市内全小中学校の 159 施設、これは校舎、体育館、倉庫、器具庫、機械室と全ての施設でありまして、159 施設のうち 134 施設が築 25 年以上に該当いたします。

校舎等の老朽化は、本市の現状に限らず、全国的には7割の施設が築 25 年以上を占めており、文部科学省は、昨年検討会を設置し、現行の校舎改築周期、これをコンクリートの強度を確保することで長寿命化することができ、工事費が安く、廃棄物も少ないなどの中間報告をまとめて、長寿命化対策の補助事業導入を検討しております。

教育委員会におきましても、今後、策定が予定されております本市の公共施設長寿命化計画により、校舎等の建てかえ、長寿命化について検討してまいります。

次に、公明党の予算要望のうちから、教育部所管についてお答えいたします。

まず、大きい項目の1番、健康で安心して住めるまちづくり、これの①環境体験学習コーディネーターの配置についてお答えいたします。

持続可能な社会づくりのために、環境学習は大切な学習であると考えております。

小学校では、1・2年生の生活科の学習や総合的な学習の時間を利用して環境学習に取り組んでおります。

学校の立地や周辺の環境により、内容はさまざまありますが、校区を流れる川を教材に調査活動をしたり、校内の花壇を畑に転用したりして野菜の栽培をしたり、クリーンセンターの見学をもとに、ごみ処理問題を考えたりしております。

その都度、地域の方やNPO法人の方などの力をおかりしております。

多くの機関からさまざまなプログラムのご提案をいただきますが、限りある授業時間を有効に使うために、現在は、教員が主体となってコーディネートしているところでございます。

次に、同じく健康で安心して住めるまちづくりの⑮であります。小中学校へのミストシャワーの設置についてお答えいたします。

熱中症の予防対策は、各学校の教育活動や施設の状況に応じて、各種対策を講じているところでございます。

ミストシャワーの設置につきましては、昨年の9月議会でご質問いただきました。

その後、近隣での設置事例の視察を行いました。今後は、設置場所や安全性を確認しながら、学校と調整を図り検討してまいります。

次に、同じく⑯であります。小中学校の安全教育のさらなる強化。自転車免許証の交付についてお答えいたします。

学校では、安全教育について、交通安全、防災安全、生活安全など幅広く行うことがあります。安全教育は、各学校で年間計画に位置づけ、実施しております。

特に交通安全については、愛知警察署との連携協力のもと、平成 24 年度は中央小学校

が、地域の皆さんの協力もいただいて自転車安全教室を行いました。

平成 25 年度は、中学校、これは沓掛中学校であります、中学校が1校、モデル校として取り組みます。効果的な指導方法を開発して、他校にも広めていきたいというふうに考えております。

なお、運転免許証の交付につきましては、実地訓練に重点を置きたいので、現在は考えておりません。

次に、大きい2番の豊かな人間性を培うまちづくり、その②安心して安全な学校教育環境について。いじめ対策の充実、体罰についてお答えいたします。

いじめ対策では、小中学校においては、教育委員会への報告用紙にチェック項目を追加し、日常生活の観察の中からいじめの早期発見、未然防止に努めております。

一方、子どもたち一人ひとりの悩みを聞きやすくする手だての1つとして、学期に1回、教育相談週間を設け、学級担任が全員の児童生徒と面接、相談をしております。

場合によっては、養護教諭、スクールカウンセラー等でチームを組んで相談を受けております。

また、子どもたちの生の声に、担任だけではなく、学校全ての教職員が耳を傾け、いつでも、どこでも相談できる体制をつくっております。そして、問題解決に向けて迅速に対処するよう努めております。

また、子どもたちが豊かな人間関係を築いていけるよう、小学校中高年及び中学校を対象にQ-Uテストを実施し、いじめや不登校等の未然防止、温かな人間づくりに役立つ予定でおります。

体罰につきましては、毎月実施する校長会議において、教育委員会から不適切な指導の事例を挙げ、注意喚起を行っております。

各学校では、校長から所属教職員に指導することとしております。

次に、同じく豊かな人間性を培うまちづくりの③小中学校の文化活動に芸術家の派遣についてお答えいたします。

平成 24 年度から各小中学校に専門家を派遣し、より高い水準の技能などに触れさせ、児童生徒の意欲を喚起し、個性の伸長を図る取り組みを行っております。

また、すぐれた舞台芸術を鑑賞したり、芸術文化団体等による実演指導をしてもらったりすることにより、文化庁主催の子どもたちのためのすぐれた舞台芸術体験授業に多くの学校が応募し、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うとともに、すぐれた才能の芽を育てることを行っております。

同じく④であります。小中学校に消費者教育の副読本を作成して講座の実施についてのご質問であります。

新しい小中、高等学校の学習指導要領においては、社会科、公民科、技術家庭科、家庭科等において、消費者教育の教育内容の充実を図っております。

例えば、小学校の家庭科では、物や金銭の大切さ、計画的な使い方、中学校の社会科

では、消費者の保護、中学校の技術家庭科では、消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、適切な選択、購入、活用などを扱うこととしております。

教科で指導する場合には、教科書や資料集を活用し、できるだけ具体的に指導することとしております。

今後、文部科学省のホームページに紹介されている、保護者も参画できる消費者教育や、愛知県県民生活部が発行している若者消費者教育教材(啓発リーフレット)など、指導効果のある教材を活用する方針で考えております。

現時点では、豊明市独自の副読本を自作する予定はございません。

次に、⑤の不登校、LD児対策、教職員研修のさらなる強化についてであります。

平成 22 年度より、適応指導教室に火曜日ごとにスクールカウンセラーを配置し、指導員や保護者と相談できる体制の充実を図り、多くの相談がありました。

また、適応指導教室に不登校児童生徒の話し相手や遊び相手になるホームフレンドを5名配置し、不登校児童生徒の家庭を訪問する体制をとっており、5名全員が毎週家庭を訪問しており、成果を上げております。

適応指導教室では、通級児童生徒に自信をつけさせるために、生活のリズムの改善指導を強化し、学校復帰のための教育プログラムの改善にも努めております。

発達障がいの様子は一人ひとり個別のものですが、おおむね他者とのコミュニケーションをとるのが苦手で、言葉による説明の理解に戸惑い、時にパニック状態に陥るという傾向があります。

自分の意思が通じなかったり、相手の意図が十分酌み取れなかったりすることから、無用なトラブルを招く場合が時々見受けられます。そのため当人にとって…。

No.291 ○議長(安井 明議員)

時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

No.292 ○教育部長(津田 潔君)

はい。

そのため、当人にとっても大変いら立たい思いをすることがあります。

トラブルの表面を見て指導するのではなく、その子の苦手な部分やその理由を理解して指導することが重要であるから、全ての教職員と特別教育支援員が専門性を高める必要があると考えております。

次に、⑥であります。小中学校職員のアレルギー症患者に対する研修の実施についてであります。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みにつきましては、平成 20 年3月に、文部科学省の監修のもとで日本学校保健会が発行したガイドラインに基づいて進めております。

各学校では、保護者との連携のもとで、アレルギー疾患用の学校生活管理表を作成し、注意喚起をする児童生徒については、教職員にその内容を示し、アナフィラキシーなどのアレルギーの症状、治療の方法、学校生活の留意点、緊急連絡先等の共通理解を図っております。

特に、宿泊を伴うキャンプや修学旅行に出かける際には、宿泊先の環境、救命救急体制などについて下見などで十分確認し、事前に保護者との相談、緊急時の対応等を確認してまいります。

次に、⑦図書館になります。図書館の蔵書の拡充について。

市内には、市立図書館の本館、栄分室、南部公民館図書室があり、さらに小中学校に学校図書館があります。

平成23年度末の蔵書数は、市内図書館本館には約23万1,000冊、栄分室には1万1,000冊、南部公民館には1万6,000冊の蔵書があり、また小学校図書館全体では約10万2,000冊、中学校では4万9,000冊あり、全体で約40万9,000冊の蔵書があります。

学校図書館を除いた市立図書館本館の蔵書数は、平成23年度末で25万8,000冊で、今年も約7,000冊の図書を購入いたしましたが、古い図書を除籍しておりますので、蔵書数は大きく変化しておりません。

学校図書館については、学級数に応じて蔵書数の標準をおおむねクリアしておりますが、残る1校、中学校については、98.8%に達しております。

次に、最後であります。⑨の団塊世代の生きがい対策について。

昭和22年から24年に生まれたいわゆる団塊世代は、人口が多いゆえに、過去にさまざまなブームを起こしたり、生産者としても消費者としても高度経済成長期を支え、社会の仕組みも変えてきた世代であります。

その世代が現在、65歳前後になり、いよいよ実質的に就業を終える時期になってきました。とはいえ、社会をリードしてきたそのパワーは衰えることがなく、まだまだ活躍する場を求めていると思われれます。

生涯学習においても、これまでのやり方を継続するのではなく、新しい方法で対処すべきと考えております。

その1つが、とよあけ市民大学「ひまわり」です。

団塊の世代は、既存の枠にとらわれず、自分の価値観で自分で生活を切り開いてきた人が多いと思われれます。

この市民大学は、市民が経験や趣味、特技などを生かして講師になり、みずから講座を企画し運営していくものです。人生経験豊かな団塊の世代が講師になれば、魅力的な講座の数が増え、同世代の受講生も多く参加することと思われれます。

講師経験がなくてもチャレンジできる場があり、講師を体験してみて生きがいを見つけたり、受講生として新たな分野に挑戦し、趣味の幅を広げたり、また共通の趣味を持つ友人との出会いなどは、特に団塊の世代に体験していただきたいことだと思っております。

生涯学習としては、この市民大学が皆さんの人生を楽しく豊かにするきっかけになればと考えております。

身近な講座が教え合い、学び合う人々のつながりをつくり、地域においても仲間として楽しく活動する機会が増えれば、豊かな人間性を培う環境が生まれるものではないかと考えます。

以上終わります。

No.293 ○議長(安井 明議員)

以上で9番 一色美智子議員の代表質問を終わります。

ただいまの代表質問に関連する質問がありましたら、挙手を願います。

近藤千鶴議員。

No.294 ○3番(近藤千鶴議員)

それでは、4点ほど再質問させていただきたいと思います。

公明党の予算要望より伺いますの7番の、赤ちゃん駅のさらなる設置についてですが、先ほどの答弁の中に、今後、設置を呼びかけていくというふうにありましたが、具体的に今、決まっている企業はあるか、お答えください。

次に、15番、小中学校へミストシャワーの設置についてですが、先ほど学校と調整していかれるというお話でしたが、昨年、中央小学校では、運動会のみだけミストシャワーを設置しておりました。とても効果があるように感じましたので、これから学校と調整していかれると言いましたが、それについてもう一度、お答えをいただきたいと思います。

それから、小中学校職員のアレルギー疾患に対する研修の実施についてですが、アレルギーの疾患のある生徒さん用に、アレルギーの除去食をつくる予定はないでしょうか、お考えをお聞かせください。

それから、4、その他の2番、広告収入の推進、拡大についてですが、この中で公用車とありましたが、具体的にお聞かせください。

そして、公用車でもマグネットシートを使って企業広告をつくり、それを公用車に貼っていただくと広告収入につながるとは思います、そのお考えがあるかお聞かせください。

以上です。

No.295 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.296 ○参事(神谷巳代志君)

赤ちゃん駅の設置場所については、具体的な場所等はまだ決まってないんですが、皆さんがよく利用される金融機関だとか、それから自動車販売店だとか、それからあと各商店ですね、これからどんどん働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、平成 23 年度のときにお願ひできなかつたところも、再度強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.297 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.298 ○教育部長(津田 潔君)

ミストシャワーのご質問であります、中央小学校で昨年、そのようなことをやったというふう聞いております。

あと、簡易的なミストシャワーでホースに金具をつけてという形で、視察先で見てまいりました構造でありますので、この辺は一度学校に、設置場所とか、それから設置によりまして児童生徒に対して安全性が確保できるかどうか、その辺をやっぱり学校と協議して個別に考えていきたい、そのように考えております。

2点目の、アレルギーの給食の献立でございます。

先ほど、ちょっと時間がなくてお答えできなかったんですが、新年度から、牛乳のアレルギーを持つお子様に対して、牛乳にかわって豆乳の代替食を提供するように考えております。小中で約 30 名ぐらいの方がおみえになりますので、豆乳を提供していきたいと考えております。

あと、給食の献立でアレルギー除去食やアレルギー代替食、これにつきましては、やはり給食センターの施設の関係、アレルギーに対してそれ専用の鍋、釜とか厨房機器、それから専属の調理員等も必要となっておりますので、この辺のアレルギー対応食、アレルギー除去食につきましては今現在、調理場のほうでは対応できないというふうな現状でございます。

以上です。

No.299 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.300 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

公用車への広告の掲載でございますが、ご指摘のように、マグネットでやろうということを考えております。

そして使用する車でございますが、我々が通常、使用するバンだとかワンボックス車、10台を予定しております。

以上です。

No.301 ○議長(安井 明議員)

これにて、9番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明3月1日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時21分散会

